

平成 26 年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成 28 年 3 月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計110地方公共団体からの報告に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間を対象に

- (I) 特定施設の届出等の状況
- (II) 特定施設に係る規制事務実施状況
- (III) 設置者による測定結果報告状況
- (IV) 土壌汚染対策の状況
- (V) 都道府県・政令市における条例制定状況
- (VI) その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に關係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成28年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壤環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壤汚染対策の状況	8
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	8
VI. その他	8
 表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	10
表 I - 2 水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	11
表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）	13
表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	14
表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）	15
表 I - 6 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）	16
表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）	36
表 I - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別－都道府県・政令市別)	58
表 I - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別－都道府県・政令市別)	62
表 I - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)－都道府県・政令市別)	66
表 I - 11 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）	88
表 I - 12 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）	88
表 I - 13 適用除外等の状況（大気・水質別－都道府県・政令市別）	89
表 I - 14 その他の届出等の状況（大気・水質／法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）	90
表 II - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）	92
表 II - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）	92
表 II - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）	94
表 II - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	95
表 II - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	104
表 III - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	115
表 III - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）	116
表 III - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	117
表 III - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）	118
表 III - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別)	119
表 III - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種類別－都道府県・政令市別)	135

表III－7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別)	145
表III－8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別－都道府県・政令市別)	159
表III－9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国)	167
表III－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別)	168
表III－11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国)	170
表IV－1	土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	171
表IV－2	報告徴収及び立入検査等件数(土壤関係－全国)	171
表IV－3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別－都道府県・政令市別)	172
表V－1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	174
表VI－1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法－全国)	175
表VI－2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域)	176
表VI－3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成27年8月15日現在)	177
表VI－4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成27年8月15日現在)	179
表VI－5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係－全国:平成27年8月15日現在)	180
表VI－6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国:平成27年4月～8月)	181
表VI－7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別:平成27年4月～8月)	182
表VI－8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成27年4月～8月)	184
表VI－9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成27年4月～8月)	185
表VI－10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成27年4月～8月)	186
表VI－11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成27年4月～8月)	206

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I - 1～2、図 1）

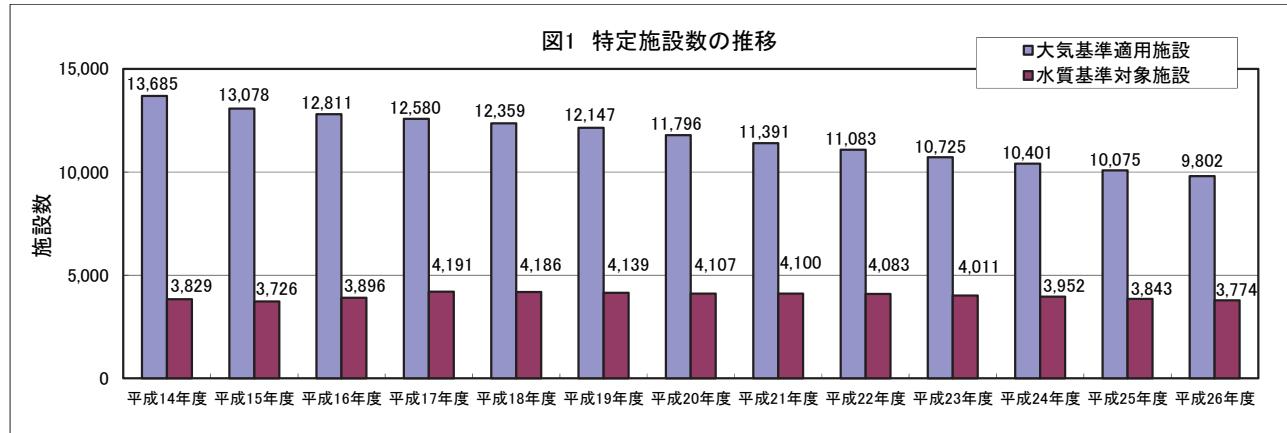
表 I - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

平成 27 年 3 月 31 日において、大気基準適用施設数は 9,786、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて 3,769 である。事業場数は、大気関係が 6,986、水質関係が 1,636 である。

また、法第 35 条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1)} を加えると、大気基準適用施設数 9,802、水質基準対象施設数 3,774 であり、事業場数は、大気関係 6,994、水質関係 1,641 である。

法施行後の特定施設数の推移を図 1 に示した。平成 14 年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成 17 年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成 26 年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注 1) 法第 35 条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I – 3～5、図 2、3）

（1）大気基準適用施設

表 I – 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成 25 年度末の施設数	10, 054
	平成 26 年度中の推移	
	設置届出 [新設（法第 12 条第 1 項）]	120
	使用届出 [既設（法第 13 条第 1 項）] ^{注 2)}	11
	規制対象規模未満への変更届出 （法第 14 条第 1 項） ^{注 3)}	399
	使用廃止届出（法第 18 条）	
鉱山保安法等関係法令施設	平成 26 年度末の施設数（事業場数）	9, 786 (6, 986)
	平成 26 年度末の施設数（事業場数） ^{注 4)}	16 (12)
計	平成 26 年度末の施設数（事業場数） ^{注 5)}	9, 802 (6, 994)

注 2) 既設の未届施設で、平成 26 年度に新たに届出がなされたもの。

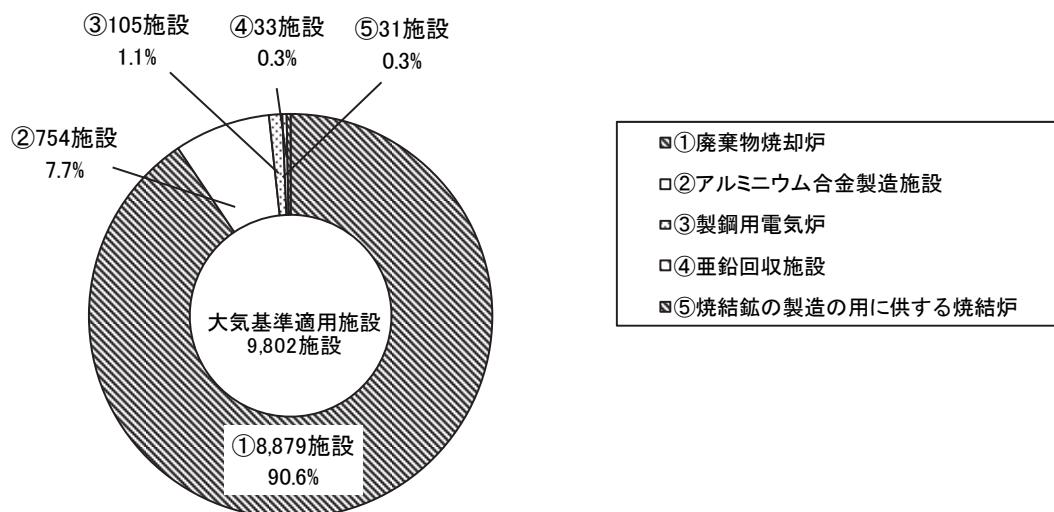
注 3) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（4 事業場）を除いた値である。

平成 26 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 8, 879 施設であり、全体の 90.6% を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 754 施設、製鋼用電気炉 105 施設となっている。

図 2 大気基準適用施設の種類別割合（平成 26 年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表 I - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4, 037 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 5, 765 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 I - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 25 年度末の施設数	3, 825
	平成 26 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注 6)} [新設（法第 12 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）]	48
	使用届出 ^{注 7)} [既設（法第 13 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）]	8
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注 8)} （法第 14 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項）	112
	使用廃止届出 （法第 18 条・瀬戸内海法第 9 条）	
	平成 26 年度末の施設数（事業場数）	3, 769 (1, 636)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 26 年度末の施設数（事業場数） ^{注 9)}	5 (5)
計	平成 26 年度末の施設数（事業場数） ^{注 10)}	3, 774 (1, 641)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 26 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

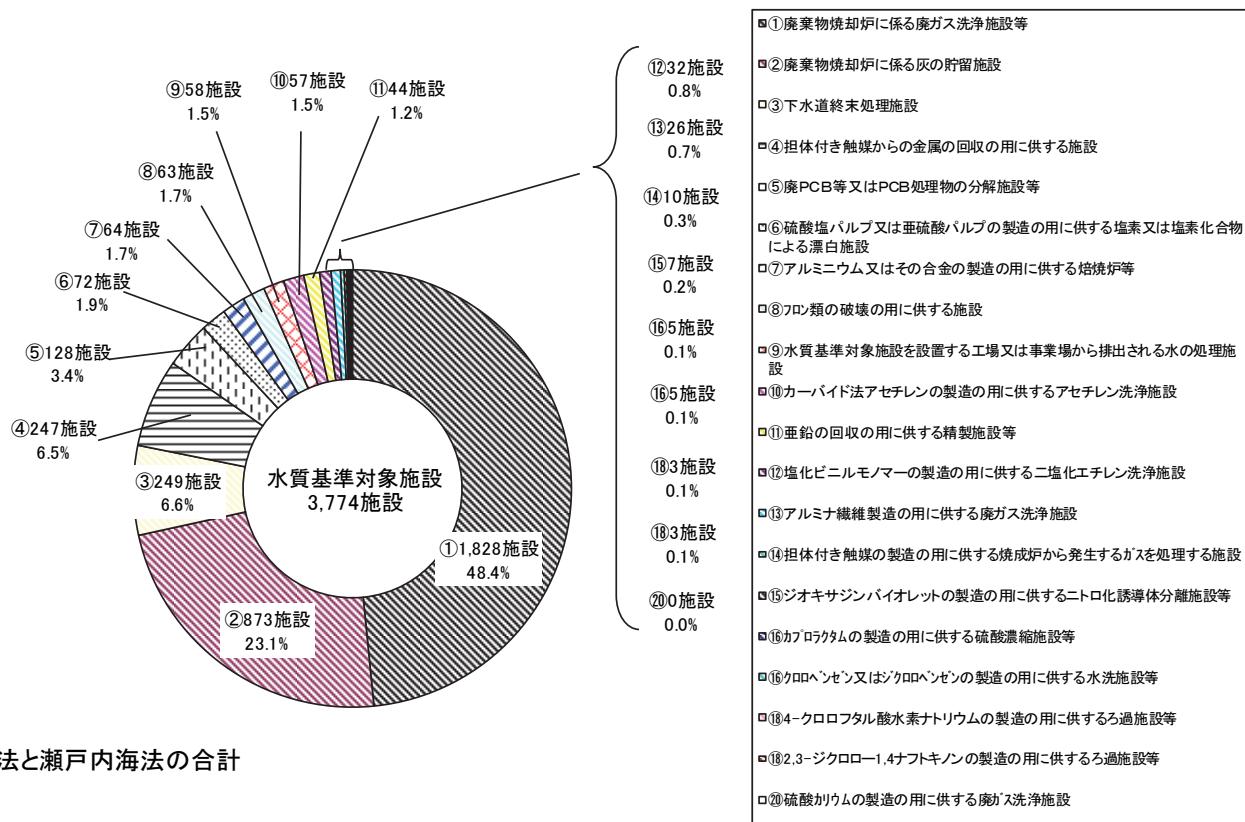
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値について、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合はなかった。

平成 26 年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 1, 828 施設、灰の貯留施設が 873 施設で

あり、合わせて、全体の 71.6%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が 249 施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が 247 施設となっている。

図 3 水質基準対象施設の種類別割合^{注)}（平成 26 年度末現在）



注) 法と瀬戸内海法の合計

1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表 I - 6～14）

表 I - 6 に大気基準適用施設、表 I - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下同じ。）。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 10 に施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第 35 条 2 項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第 36 条 2 項に基づく都道府県知事等又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）による資料の提出の要求等の件数は表 I - 11 に全国の状況を、表 I - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況については、表 I - 12 に全国の状況を、表 I - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

II. 特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表II-1～3）

表II-1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表II-3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係4,376件、水質関係860件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係5件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係1,412件（口頭指導623件、文書指導789件）、水質関係65件（口頭指導25件、文書指導40件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設38件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）0件であり、それらのうち、5件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令3件、一時停止命令2件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	4, 376	860
命令件数 ^{注12)}	5	0
指導件数 ^{注13)}	1, 412	65
基準超過件数 ^{注14)}	38	0

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－4～5）

表Ⅱ－4に大気基準適用施設、表Ⅱ－5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

III. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表III-1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表III-1、2は大気基準適用施設、表III-3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表4）。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、7,035施設（報告対象施設数9,717）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、116施設（対象施設332）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、547事業場（報告対象事業場数624）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は4事業場（報告対象事業場数15）から報告があった。

^{注15)} 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	7,035 (9,717)	547 (624)

^{注16)} 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設7,151件、水質基準適用事業場551件となる。

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表III-5～8）

表III-5、6に大気基準適用施設、表III-7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表III－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表III－9に全国の状況を、表III－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表III－11）

表III－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

IV. 土壌汚染対策の状況

表IV－1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表IV－2に全国の状況を、表IV－3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

V. 都道府県・政令市における条例制定状況

表V－1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成27年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

VI. その他

6. 1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表VI－1～2）

1. 2 (2) の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表VI－1及び表VI－2に取りまとめた。

6. 2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表VI-3～5）

2. 1 の表II-3 の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表VI-3（大気基準適用施設）及び表VI-4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表II-3 取りまとめ以降の平成27年8月15日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表VI-5 に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成27年8月15日までの措置状況（表VI-6～11）

表III-1（大気基準適用施設）及び表III-3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表VI-6 に全国の状況を、表VI-7 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成27年8月15日現在の状況について、表VI-8 及び表VI-9 に全国の状況を、表VI-10 及び表VI-11 に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

大気基準適用施設	平成27年3月31日現在		【参考】 平成26年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉	67 (67)	105 (105)	110 (110)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	14 (14)	33 (33)	32 (32)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	222 (222)	754 (754)	751 (751)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	-	1,125 (1,117) 1,122 (1,114)
	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	-	1,381 (1,381) 1,400 (1,400)
	2 t/h未満 ^{注3)}	-	6,373 (6,365) 6,628 (6,616)
	小計	6,672 (6,668)	8,879 (8,863) 9,150 (9,130)
合計	6,990 (6,986)	9,802 (9,786)	10,074 (10,054)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焚却能力 50 kg/h以上又は火床面積 0.5 m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成27年3月31日現在		【参考】 平成26年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(ケラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	28 (28)	72 (72)	72 (72)
カーバイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	39 (39)	57 (57)	57 (57)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ纖維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	26 (26)	26 (26)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	5 (5)	10 (10)	9 (9)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロソセン又はジクロロソセンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	2 (2)
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジオキサンパイルットの製造の用に供する二トロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二トロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンパイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	29 (29)	64 (64)	71 (71)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	44 (44)	43 (43)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成27年3月31日現在		【参考】 平成26年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	7 (7)	247 (247)	246 (246)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	794 (794)	1,828 (1,825)
	灰の貯留施設	412 (412)	873 (873)
	小計	1,206 (1,206)	2,701 (2,698)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	16 (16)	128 (128)	129 (129)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	38 (38)	63 (63)	64 (64)
下水道終末処理施設	215 (215)	249 (249)	250 (250)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	30 (29)	58 (56)	58 (56)
合計	1,637 (1,636)	3,774 (3,769)	3,834 (3,825)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I-3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注1)

		平成26年3月31日現在の設置基数		既設 新設 注2) 注3)		14条 規模変更 注4) d		平成27年3月31日現在の設置基数 廃止等 注5) e		特定 事業場数 注6) a+b+c+d+e		鉱山保安法等関係法令施設 注7) 平成26年 3月31日 現在の 設置基数 3月31日 現在の 設置基数 特定 事業場数 注6)	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		a	31	0	0	—	0	31	15	0	0	0	0
製鋼用電気炉		b	110	0	0	—	5	105	67	0	0	0	0
焙燒炉		c	11	0	0	—	0	11	0	0	0	0	0
燒結炉		d	6	0	0	—	0	6	0	0	0	0	0
溶鉱炉		e	2	0	0	—	0	2	14	0	0	0	0
亜鉛回収施設			4	0	0	—	0	0	4	0	0	0	0
溶解炉			9	1	0	—	0	10	0	0	0	0	0
乾燥炉													
小計			32	1	0	—	0	33		0	0	0	0
アルミニウム 合金製造施設			29	0	0	—	2	27		0	0	0	0
焙燒炉			671	18	10	—	22	677		0	0	0	0
溶解炉			51	0	0	—	1	50		0	0	0	0
乾燥炉													
小計			751	18	10	—	25	754		0	0	0	0
4t/h以上			1,114	23	0	-1	0	19	1,117		8(2)	8(2)	
2t/h以上～4t/h未満			1,400	22	0	0	+1	42	1,381		0	0	
2t/h未満			6,616	56	1	-3	+3	308	6,365		12(10)	8(11)	
200kg/h以上～2t/h未満			2,352	9	0	-3	+2	93	2,267		9(7)	6(7)	
100kg/h以上～200kg/h未満			2,977	34	1	0	+1	125	2,888		2(2)	1(3)	
50kg/h以上～100kg/h未満			895	5	0	0	0	61	839		1(1)	1(1)	
50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)			392	8	0	0	0	29	371		0	0	
小計			9,130	101	1	-4	+4	369	8,863		20(12)	16(13)	
合計			10,054	120	11	-4	+4	399	9,786		20(12)	16(13)	12(8)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分への移行である。

注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設との合計である。

注6) 1つの特定事業場に複数に届出がなされた施設を有する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)^{注1)}

大気基準適用施設	(計) a + b + c	平成27年3月31日現在の設置基數 ^{注2)}			別表第一 法施行前 設置 ^{注4)} b c	
		附則別表 第二 ^{注3)} a	別表第一			
			法施行後 設置 ^{注5)}			
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31 (31)	29 (29)	-		2 (2)	
製鋼用電気炉	105 (105)	92 (92)	2 (2)		11 (11)	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	33 (33)	16 (16)	-		17 (17)	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	754 (754)	473 (473)	-		281 (281)	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	1,125 (1,117)	579 (571)	155 (155)	391 (391)	
	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	1,381 (1,381)	919 (919)	140 (140)	322 (322)	
	2 t/h未満 ^{注6)}	6,373 (6,365)	3,657 (3,654)	262 (261)	2,454 (2,450)	
	小計	8,879 (8,863)	5,155 (5,144)	557 (556)	3,167 (3,163)	
合計		9,802 (9,786)	5,765 (5,754)	559 (558)	3,478 (3,474)	

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焚却能力 50 kg/h以上又は火床面積 0.5 m²以上のもの。

表 I-5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括—全国）注1)

	平成26年 3月31日現在 の設置基數 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 d	法・瀬戸 内法間の 移行 e	平成27年等 廃止等 注5) e	現在の設置基數 a+b+c+e	特定 事業場数 注6)	平成27年3月31日 現在の設置基數 a+b+c+e	平成27年 3月31日 現在の 設置基數 注6)	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ハリウム（アトハリウム）又は無機酸ハリウム（ナトアトハリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	72	0	0	0	0	0	72	28	0	0	0
カバード法及びレンジの製造の用に供するアシシン洗浄施設	57	0	0	0	0	0	57	39	0	0	0
硫酸別塩の製造の用に供する磨か／＼洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウムの製造の用に供する磨か／＼洗浄施設	26	0	0	0	0	0	26	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する燃成炉から発生するガスを処理する施設のうち磨ガス洗浄施設	9	2	0	0	1	10	5	0	0	0	0
塩化ビニヨウマの製造の用に供する二塩化チル洗浄施設	32	0	0	0	0	0	32	6	0	0	0
ガソリナリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリカゲン分離施設、磨ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
アルカリ性又はシクロヘキサンの製造の用に供する水洗施設、磨ガス洗浄施設	2	3	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-クロロ水素ドリームの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び磨か／＼洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
2,3-ブロ-1,4-ナフチキンの製造の用に供するろ過施設及び磨ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
シリカゲンハイドロゲンの製造の用に供する二トロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、シリカゲンハイドロゲンの製造の用に供する二トロ化誘導体分離施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アルミニウムの製造の用に供する磨ガス洗浄施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、乾燥施設、シリカゲンハイドロゲンの製造の用に供する磨ガス洗浄施設及び熱風乾燥施設	71	0	1	0	8	64	29	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、磨ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	43	1	0	0	0	0	44	8	0	0	0
担体付き触媒から金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び磨ガス洗浄施設	246	5	0	0	4	247	7	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る磨ガス洗浄施設、温式集じん施設及び灰の貯留施設であつて污水又は雑液を排出するもの	1,882	12	0	2	69	1,825	794	7(3)	3(3)	3(3)	3(3)
PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の分解施設及び温式集じん施設	868	24	7	1	26	873	412	0	0	0	0
カソケの破壊の用に供する施設のうちアガベ反応施設、磨ガス洗浄施設及び温式集じん施設	2,750	36	7	3	95	2,698	1,206	7(3)	3(3)	3(3)	3(3)
下水道終末処理施設	129	0	0	0	1	128	16	0	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	64	0	0	0	1	63	38	0	0	0	0
合 計	3,825	48	8	3	112	3,769	1,636	9(4)	5(4)	5(4)	5(4)

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鈍山保安法等関係法令施設を計上した。注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4)事業場からの1日当たりの最大排水量により、法及びび瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び鈍山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 6 (1a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	1	1					1	2	2					2
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								4	5				1	4
千葉県	1	3					3							
東京都								1	3				2	1
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								2	3					3
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山县														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12				2	10
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	1					1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	4	5					5
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	2					2
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市								1	1					1
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	3	5					5
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	15	31	0	0	0	0	31	67	110	0	0	0	5	105

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

事業場 数 <small>注1)</small>	亜鉛回収施設										
	焙焼炉					焼結炉					
25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道											
青森県	1						1				1
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県	1	2			2						
茨城県	2	2			2						
栃木県											
群馬県	1	1			1						
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	1										
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県	1	2			2						
高知県											
福岡県	1										
佐賀県											
長崎県											
熊本県	1	1			1						
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

事業場 数 注1)	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	3	1					1	4				4
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1					1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	14	11	0	0	0	0	11	6	0	0	0	6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

	亜鉛回収施設										
	溶鉱炉					溶解炉					
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)
北海道											
青森県	1					1					
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県							1				1
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県						1					1
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県	1					1					
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2				2	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	4	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

	亜鉛回収施設						小計					
	乾燥炉											
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県						2						2
茨城県						2						2
栃木県												
群馬県						2						2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県						1						1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1	1				2	2	1				3
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設										
	乾燥炉					小計					
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市						4				4	
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
東大阪市											
姫路市	7					7	12			12	
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市						1				1	
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合 計	9	1	0	0	0	10	32	1	0	0	33

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

事業場 数 <small>注1)</small>	アルミニウム合金製造施設										
	熔焼炉					溶解炉					
25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	6					16				1	15
青森県											
岩手県											
宮城県	1					1					1
秋田県											
山形県	1					2					2
福島県	4	1			1	24					24
茨城県	6	3			3	25					25
栃木県	11	3			3	46	1				47
群馬県	4	1			1	7					7
埼玉県	10					41				1	40
千葉県	3					5					5
東京都											
神奈川県											
新潟県	3					12					12
富山県	13					34	1				35
石川県	1					1					1
福井県	2					15				5	10
山梨県	1					2				1	1
長野県	4					15					15
岐阜県	3					3					3
静岡県	15	5			5	56					56
愛知県	39	7			2	5	107	8	10	7	118
三重県	7	2				2	28	2			30
滋賀県	3					13					13
京都府	2					4					4
大阪府	3					9					9
兵庫県	4	2			2	4				1	3
奈良県											
和歌山县											
鳥取県	1						2				2
島根県											
岡山県	1					2					2
広島県	1					3					3
山口県	1					1					1
徳島県											
香川県	2	1			1	1					1
愛媛県											
高知県											
福岡県	6					19	1			1	19
佐賀県	3					4					4
長崎県						1					1
熊本県	8					18					18
大分県	1	1			1	1					1
宮崎県						1					1
鹿児島県	2					2					2
沖縄県											

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

事業場 数 <small>注1)</small>	アルミニウム合金製造施設										
	熔焼炉					溶解炉					
25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市	1						3				3
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市	4					20				3	17
浜松市	2						1	1			2
名古屋市	2					14					14
京都市	1					8					8
大阪市											
堺市	4					6					6
神戸市											
岡山市											
広島市	1					2					2
北九州市	4	1				1	3				3
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市	1					1					1
郡山市											
いわき市	1					1					1
宇都宮市											
前橋市	2					3					3
高崎市											
川越市	1					1					1
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市	3					6	1			1	6
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市	2					5					5
岡崎市	1					2					2
豊田市	7					30				1	29
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
東大阪市											
姫路市	1	2				2	14				14
尼崎市											
西宮市											
奈良市	1					1					1
和歌山市											
倉敷市	2					8					8
福山市											
下関市	2					12					12
高松市	1					1					1
松山市											
高知市											
久留米市	4					3	1				4
長崎市											
大分市	1					2					2
宮崎市											
鹿児島市	1					1					1
那覇市											
合 計	222	29	0	0	0	27	671	18	10	0	677

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

25年 度末施 設数 (a)	アルミニウム合金製造施設						小計									
	乾燥炉					26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)											
北海道							16				1	15				
青森県																
岩手県																
宮城県						1						1				
秋田県																
山形県						2						2				
福島県	2				2	27						27				
茨城県	3				3	31						31				
栃木県	3				3	52	1					53				
群馬県	2				2	10						10				
埼玉県	4				4	45				1	44					
千葉県						5						5				
東京都																
神奈川県																
新潟県						12						12				
富山県						34	1					35				
石川県						1						1				
福井県	2			1	1	17				6	11					
山梨県	1				1	3				1	2					
長野県	2				2	17						17				
岐阜県						3						3				
静岡県	4				4	65						65				
愛知県	8				8	122	8	10		9	131					
三重県	2				2	32	2					34				
滋賀県	2				2	15						15				
京都府						4						4				
大阪府	3				3	12						12				
兵庫県						6				1	5					
奈良県																
和歌山县																
鳥取県							2					2				
島根県																
岡山県	1				1	3						3				
広島県						3						3				
山口県						1						1				
徳島県																
香川県						2						2				
愛媛県																
高知県																
福岡県	2				2	21	1			1	21					
佐賀県							4					4				
長崎県							1					1				
熊本県	1				1	19						19				
大分県						2						2				
宮崎県						1						1				
鹿児島県						2						2				
沖縄県																

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	アルミニウム合金製造施設						小計					
	乾燥炉											
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	26年度未施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20			3	17	
浜松市							1	1				2
名古屋市							14					14
京都市	1					1	9					9
大阪市												
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							4					4
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
高崎市												
川越市							1					1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8	1		1	8	
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	3					3	33			1	32	
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							3	1				4
長崎市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合 計	51	0	0	0	1	50	751	18	10	0	25	754

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

事業場 数 <small>注1)</small>	廃棄物焼却炉													
	4t/h以上						2t/h以上~4t/h未満							
25年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 <small>(a+b+c+d1+d2-e-f)</small>	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 <small>(a+b+c+d1+d2-e-f)</small>
北海道	185	17					17	27					2	25
青森県	105	10					10	22						22
岩手県	108	2	2				4	24					2	22
宮城県	100	10	3			4	9	29						29
秋田県	59	3					3	14					2	12
山形県	101	7					7	12						12
福島県	87	8	3			3	8	29	2				1	30
茨城県	287	29					29	57						57
栃木県	136	10					10	32					2	30
群馬県	78	13					13	24	1					25
埼玉県	208	44	1				45	79	2				1	80
千葉県	233	46				1	45	76	1				2	75
東京都	194	109	2				111	48					2	46
神奈川県	77	31					31	27						27
新潟県	149	8					8	51	2					53
富山県	58	6					6	17					3	14
石川県	66							12						12
福井県	74	5					5	12						12
山梨県	59	3	3				6	21						21
長野県	122	7					7	22	2					24
岐阜県	178	2					2	29						29
静岡県	223	27				1	26	46						46
愛知県	166	46		1			45	46			1	1	46	
三重県	158	25					25	30				3	27	
滋賀県	76	6	1			1	6	21						21
京都府	62	6					6	13						13
大阪府	72	30					30	33				1	32	
兵庫県	194	21					21	30	2					32
奈良県	158	6					6	23	4					27
和歌山县	67							12						12
鳥取県	72	5					5	6						6
島根県	56	3					3	10						10
岡山県	95	4					4	17					2	15
広島県	108	9					9	19					1	18
山口県	97	10					10	26					4	22
徳島県	113	1					1	25						25
香川県	102	7					7	6						6
愛媛県	142	15					15	20						20
高知県	104							11	2					13
福岡県	178	16					16	27						27
佐賀県	79	6					6	13				1	12	
長崎県	78	8					8	15						15
熊本県	102	2					2	25						25
大分県	45	3					3	12						12
宮崎県	58	11				2	9	9						9
鹿児島県	132							23						23
沖縄県	68	9					9	18				2	16	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

事業場 数 <small>注1)</small>	廃棄物焼却炉																
	4t/h以上							2t/h以上~4t/h未満									
	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c+d1+d2-e-f)	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c+d1+d2-e-f)	
札幌市	11	9						9	8							8	
仙台市	17	10						10	4							4	
さいたま市	16	13						13	3							1	
千葉市	29	13						13	3							3	
横浜市	52	27					1	26	4							4	
川崎市	25	21						21	6							6	
相模原市	11	7						7	1							1	
新潟市	38	9						9	8							8	
静岡市	34	6						6	3	1						4	
浜松市	36	8						8	11							7	
名古屋市	31	19						19	2							2	
京都市	39	16						16	2							2	
大阪市	26	23					3	20	7							7	
堺市	24	15					2	13	2							2	
神戸市	21	17						17	3							3	
岡山市	34	8						8	1							1	
広島市	31	9						9	4							4	
北九州市	26	15						15	4							4	
福岡市	13	9						9	4							4	
熊本市	17	6						6									
函館市	7	3						3	1							1	
旭川市	8	2						2	2							2	
青森市	21	8						8	2							2	
盛岡市	18	3						3	3							1	
秋田市	13	3						3	3							3	
郡山市	13	4						4	3							3	
いわき市	18	13						13	6							6	
宇都宮市	17	7						7	4							1	
前橋市	22	3						3	4							4	
高崎市	20	3						3	2							2	
川越市	8	2						2	3							3	
船橋市	10	8	3					11									
柏市	10	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
富山市	29	3						3									
金沢市	19	5						5	4							4	
長野市	14	3						3	1	1						2	
岐阜市	16	5						5	6							6	
豊橋市	11	3						3	4							4	
岡崎市	15	7						7									
豊田市	14	4						4	3							3	
大津市	10								6	1						1	
豊中市	2	5					1	4	2							1	
高槻市	7	5						5	2							2	
枚方市	7	4						4	2							2	
東大阪市	6	8	2					10	4							4	
姫路市	25	12						12	10							10	
尼崎市	12	7						7	3							3	
西宮市	4	5						5	1							1	
奈良市	20	4						4									
和歌山市	28	6						6	4							4	
倉敷市	33	10						10	12							11	
福山市	42	4						4	6							6	
下関市	12	2	1					3	1							1	
高松市	17	5						5									
松山市	24	6						6	3							3	
高知市	20	3						3	1							1	
久留米市	18	3						3	1	1						2	
長崎市	13	4	2					6									
大分市	20	9						9	2							2	
宮崎市	11	3						3	1							1	
鹿児島市	25	4						4	2							2	
那覇市	1																
合 計	6668	1114	23	0	1	0	0	19	1117	1400	22	0	0	1	0	42	1381

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

25年 度末施 設数 (a)	廃棄物焼却炉												26年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満							
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	105					5	100	78					1	77
青森県	31					31	53	3					1	55
岩手県	25					2	23	70	1				1	70
宮城県	25	1				1	25	44	2				2	44
秋田県	43	5					48	18					1	17
山形県	22					2	20	60	1				2	59
福島県	48					3	45	16						16
茨城県	64					1	63	184					4	180
栃木県	34					1	33	69	1				5	65
群馬県	34					3	31	29					4	25
埼玉県	77					4	73	27					3	24
千葉県	62					2	60	125	1				8	118
東京都	45						45	47					2	45
神奈川県	21					1	20	31					2	29
新潟県	53					2	51	64	1				6	59
富山県	16						16	28	1				1	28
石川県	25						25	39					2	37
福井県	26					1	25	38					2	36
山梨県	24					1	23	25					1	24
長野県	61					4	57	45					2	43
岐阜県	63					1	62	78	1				6	73
静岡県	69					4	65	87					4	83
愛知県	77					5	72	47					3	44
三重県	57						57	82					6	76
滋賀県	33					1	32	31						31
京都府	28					1	27	32	1				1	32
大阪府	34					2	32	15						15
兵庫県	64	1				5	60	104	1	1			2	104
奈良県	40						40	102	1				5	98
和歌山县	33					1	32	29	1					30
鳥取県	35					1	34	39					3	36
島根県	25					2	23	26	2				3	25
岡山県	45					6	39	63					1	62
広島県	45						45	44	1				1	44
山口県	41					2	39	41						41
徳島県	42						42	71	2				3	70
香川県	26					1	25	59	2				4	57
愛媛県	49					3	46	67	2				4	65
高知県	27						27	60					1	59
福岡県	43					1	42	83	1				1	83
佐賀県	38						38	36	3				3	36
長崎県	54					4	50	31					4	27
熊本県	36						36	36						36
大分県	18						18	16						16
宮崎県	17						17	30	1				2	29
鹿児島県	46					1	45	71	1				1	71
沖縄県	34	2					36	28						28

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

25年度末施設数 (a)	廃棄物焼却炉												26年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満							
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	
札幌市	1						1	3						3
仙台市	3						3	8						8
さいたま市	5						5	2						2
千葉市	5						5	15						15
横浜市	4						4	12						12
川崎市	16						16	1						1
相模原市	8						8	3						1
新潟市	13						13	18	1					17
静岡市	8						8	18						18
浜松市	21		1		3	17	17				1			18
名古屋市	2						2	12						12
京都市	9					1	8	16						15
大阪市	10						10	3						3
堺市	4						4	12						11
神戸市	2						2	11						11
岡山市	26					2	24	12						12
広島市	21					4	17	10						10
北九州市	14					1	13	12						2
福岡市	5					1	4	5						5
熊本市	6						6	9						9
函館市	3						3	3						3
旭川市	1						1	4						4
青森市	2						2	10						10
盛岡市	5						5	9						9
秋田市	6						6	3						3
郡山市	1						1	7						1
いわき市	5						5	1						1
宇都宮市	5						5	5						5
前橋市	4						4	12	1					1
高崎市	5						5	6						6
川越市	2						2	1						1
船橋市	1						1	3						1
柏市	2						2	4						3
横須賀市	1						1	4						4
富山市	9						9	15						15
金沢市	6		2	2	1	5	8							8
長野市	8						8	6						6
岐阜市	4						4	5						5
豊橋市	3						3	4						4
岡崎市	5					1	4	6						6
豊田市	3						3	4						4
大津市	3						3	4						4
豊中市														
高槻市	2						2	5						1
枚方市	4				1	3	2							2
東大阪市								2						2
姫路市	4						4	10						10
尼崎市	4						4	2						2
西宮市	1						1							
奈良市	4						4	12						12
和歌山市	11						11	10						10
倉敷市	19				1	18	5							5
福山市	12						12	29						1
下関市	8						8	4						4
高松市	7						7	9						9
松山市	11						11	13	1					1
高知市	2						2	17						2
久留米市	4						4	5						5
長崎市	3				1	2	4							4
大分市	15				2	13	7							1
宮崎市	1						1	8						8
鹿児島市	13						13	11						11
那覇市								1						1
合 計	2352	9	0	3	2	0	93	2267	2977	34	1	0	1	0
														125
														2888

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

25年度末施設数 (a)	廃棄物焼却炉												26年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5m ³ 以上)							
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	18						18	11					2	9
青森県	10					1	9	8	1					9
岩手県	8					1	7	1						1
宮城県	8						8	4						4
秋田県	1						1	5						5
山形県	5						5	8						8
福島県	15					1	14	9					1	8
茨城県	26						26	10						10
栃木県	21					1	20	7						7
群馬県	14					1	13	1						1
埼玉県	61					4	57	13					1	12
千葉県	27	2				3	26	16					4	12
東京都	52					1	51	20	1				3	18
神奈川県	12					2	10	4						4
新潟県	21					1	20	18	1					19
富山県	8						8	3						3
石川県	6						6	1						1
福井県	9						9	4	1					5
山梨県	7						7	5	1				1	5
長野県	7						7	5					1	4
岐阜県	44					4	40	8					1	7
静岡県	30						30	21						21
愛知県	25					1	24	6						6
三重県	20					2	18	9					1	8
滋賀県	8					1	7	7						7
京都府	6						6							
大阪府	4						4	4						4
兵庫県	31					5	26	6						6
奈良県	16	1				4	13	3						3
和歌山县	6						6	5						5
鳥取県	5						5	1						1
島根県	4					2	2	8						8
岡山県	4	1				1	4	6						6
広島県	18	1					19	10					1	9
山口県	17					3	14	9						9
徳島県	9						9	1						1
香川県	13						13	5						5
愛媛県	24					1	23	12					1	11
高知県	12					2	10	3	3				4	2
福岡県	30						30	11						11
佐賀県	8					1	7	5						5
長崎県	3						3	4						4
熊本県	7						7	8						8
大分県	8						8	3						3
宮崎県	1						1							
鹿児島県	12						12	7						7
沖縄県	10					2	8	5						5

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

25年度末施設数 (a)	廃棄物焼却炉												26年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)		
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5m ³ 以上)								
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	25年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)		
札幌市	2					2			2					2	
仙台市	1						1								
さいたま市	4						4	2						2	
千葉市	7					1	6	1						1	
横浜市	26					1	25	5						5	
川崎市	4						4	2						2	
相模原市	1						1								
新潟市	7					1	6	2						2	
静岡市	8						1	7	4					4	
浜松市	1						1	1						1	
名古屋市	7					1	6	6						6	
京都市	13					1	12	3						3	
大阪市	7						3	4							
堺市	5						1	4							
神戸市	1						1	1						1	
岡山市	2						2	2						2	
広島市	1						1	1						1	
北九州市								2					1	1	
福岡市															
熊本市								1						1	
函館市															
旭川市								1						1	
青森市	3						3	2						2	
盛岡市	1						1	2						2	
秋田市								1						1	
郡山市	3						3								
いわき市	2						2								
宇都宮市	2						2	1						1	
前橋市	3						3	1						1	
高崎市	5						5	3						3	
川越市	2							2							
船橋市	3							3							
柏市	2							2							
横須賀市	1							1	5					5	
富山市	7					2	5	2					1	1	
金沢市	4						4	1					1		
長野市															
岐阜市	3						3	1						1	
豊橋市															
岡崎市	6							6							
豊田市	2							2							
大津市															
豊中市	1							1							
高槻市															
枚方市	1							1	1					1	
東大阪市	2							2							
姫路市	5							5	1					1	
尼崎市	3					1	2								
西宮市									1					1	
奈良市	3							3	2					2	
和歌山市	2							2	7				3	4	
倉敷市	2							2	1				1		
福山市	1							1							
下関市									1					1	
高松市	2							2							
松山市	1							1							
高知市	2							2							
久留米市	5						1	4							
長崎市	4							4							
大分市									2					2	
宮崎市	1							1	1				1		
鹿児島市	3							3							
那覇市															
合 計	895	5	0	0	0	0	61	839	392	8	0	0	0	29	371

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計														
	小 計							事業場数 <small>注1)</small>	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c+d1+d2-e-f)	既設 (b) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	26年度末施設数 (a+b+c+d1+d2-e-f)
	25年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)															
北海道	256						10	246	194	275								11	264			
青森県	134	4					2	136	107	137	4							2	139			
岩手県	130	3					6	127	108	130	3							6	127			
宮城県	120	6					7	119	102	123	6							7	122			
秋田県	84	5					3	86	59	84	5							3	86			
山形県	114	1					4	111	102	116	1							4	113			
福島県	125	5					9	121	92	154	5							9	150			
茨城県	370						5	365	299	410								5	405			
栃木県	173	1					9	165	149	227	2							9	220			
群馬県	115	1					8	108	84	128	1							8	121			
埼玉県	301	3					13	291	222	351	3							15	339			
千葉県	352	4					20	336	237	360	4							20	344			
東京都	321	3					8	316	195	324	3							10	317			
神奈川県	126						5	121	78	127								5	122			
新潟県	215	4					9	210	154	230	4							9	225			
富山県	78	1					4	75	72	113	2							4	111			
石川県	83						2	81	67	84								2	82			
福井県	94	1					3	92	76	111	1							9	103			
山梨県	85	4					3	86	60	88	4							4	88			
長野県	147	2					7	142	126	164	2							7	159			
岐阜県	224	1					12	213	181	227	1							12	216			
静岡県	280						9	271	238	345								9	336			
愛知県	247		1	1			10	237	212	387	8	10	1	1				19	386			
三重県	223						12	211	165	255	2							12	245			
滋賀県	106	1					3	104	79	121	1							3	119			
京都府	85	1					2	84	64	89	1							2	88			
大阪府	120						3	117	77	135								3	132			
兵庫県	256	4	1				12	249	200	264	4	1						13	256			
奈良県	190	6					9	187	158	190	6							9	187			
和歌山县	85	1					1	85	67	85	1							1	85			
鳥取県	91						4	87	73	91	2							4	89			
島根県	76	2					7	71	58	80	2							7	75			
岡山県	139	1					10	130	96	142	1							10	133			
広島県	145	2					3	144	110	150	2							3	149			
山口県	144						9	135	102	157								11	146			
徳島県	149	2					3	148	113	149	2							3	148			
香川県	116	2					5	113	104	118	2							5	115			
愛媛県	187	2					9	180	143	190	2							9	183			
高知県	113	5					7	111	104	113	5							7	111			
福岡県	210	1					2	209	185	233	3							3	233			
佐賀県	106	3					5	104	83	111	3							5	109			
長崎県	115						8	107	78	116								8	108			
熊本県	114								114	112	135								135			
大分県	60								60	46	62								62			
宮崎県	68	1					4	65	58	69	1							4	66			
鹿児島県	159	1					2	158	134	161	1							2	160			
沖縄県	104	2					4	102	69	105	2							4	103			

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計														
	小 計							事業場数 <small>注1)</small>	25年 度末施 設数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規 模 変 更 前 (d1)	規 模 変 更 後 (d2)	規 模 未 満 変 更 (e)	廢 止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c d1+d2- e-f)	既設 注3)	規 模 変 更 前 (d1)	規 模 変 更 後 (d2)	規 模 未 満 変 更 (e)	廢 止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c d1+d2- e-f)
	25年 度末施 設数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規 模 変 更 前 (d1)	規 模 変 更 後 (d2)	規 模 未 満 変 更 (e)	廢 止 (f)															
札幌市	25						2	23	12	26									2	24		
仙台市	26							26	18	27										27		
さいたま市	29						1	28	16	29									1	28		
千葉市	44						1	43	31	46									1	45		
横浜市	78						2	76	53	82									2	80		
川崎市	50							50	27	55										55		
相模原市	20						1	19	11	20									1	19		
新潟市	57	1					3	55	38	57	1								3	55		
静岡市	47	1					1	47	38	67	1								4	64		
浜松市	59		1	1			7	52	38	60	1		1	1				7	54			
名古屋市	48						1	47	34	63									1	62		
京都市	59						3	56	40	68									3	65		
大阪市	50							6	44	32	60								6	54		
堺市	38							4	34	30	50								4	46		
神戸市	35								35	21	35									35		
岡山市	51							2	49	34	51								2	49		
広島市	46							4	42	32	49								4	45		
北九州市	47							4	43	36	59								4	55		
福岡市	23							1	22	13	23								1	22		
熊本市	22								22	17	22									22		
函館市	10								10	7	10									10		
旭川市	10								10	8	10									10		
青森市	27								27	21	27									27		
盛岡市	23							1	22	18	23								1	22		
秋田市	16								16	14	17									17		
郡山市	18							1	17	13	18								1	17		
いわき市	27								27	20	32									32		
宇都宮市	24							1	23	18	25								1	24		
前橋市	27	1						1	27	24	30	1							1	30		
高崎市	24								24	20	24									24		
川越市	10								10	9	11									11		
船橋市	15	3						1	17	11	16	3							1	18		
柏市	16							1	15	10	16								1	15		
横須賀市	19									19	8	19								19		
富山市	36							3	33	33	45	1							4	42		
金沢市	28		2	2				2	26	19	28			2	2			2	26			
長野市	18	1							19	14	18	1								19		
岐阜市	24								24	17	26									26		
豊橋市	14									14	14	21								21		
岡崎市	24							1	23	16	26								1	25		
豊田市	16									16	21	49								1	48	
大津市	13	1						1	13	10	13	1							1	13		
豊中市	8								2	6	2	8							2	6		
高槻市	14							1	13	7	14								1	13		
枚方市	14							1	13	8	15								1	14		
東大阪市	16	2							18	6	16	2								18		
姫路市	42								42	33	75									75		
尼崎市	19							1	18	12	19								1	18		
西宮市	8								8	4	8									8		
奈良市	25								25	21	26									26		
和歌山市	40							3	37	32	46								3	43		
倉敷市	49							3	46	39	66								3	63		
福山市	52							1	51	43	56								1	55		
下関市	16	1							17	14	28	1								29		
高松市	23								23	18	24									24		
松山市	34	1						1	34	24	34	1							1	34		
高知市	25								2	23	20	25							2	23		
久留米市	18	1							1	18	22	21	2						1	22		
長崎市	15	2							1	16	13	15	2						1	16		
大分市	35								3	32	22	39							3	36		
宮崎市	15								1	14	11	15							1	14		
鹿児島市	33									33	26	34								34		
那覇市	1								1	1	1									1		
合 計	9130	101	1	4	4	0	369	8863	6986	10054	120	11	4	4	0	399	9786					

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩ハルブ(クラフハルブ)又は亜硫酸 ハルブ(カルファイトハルブ)の製造の用に供する 塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバイド法セレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	9						9
富山県	1	3						3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県		2						2								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山县																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	1	2						2	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									1	1						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸塩バーブ(クラフトバーブ)又は亜硫酸バーブ(カルブアトバーブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								カーバーブ法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
鶴路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	28	72	0	0	0	0	0	0	72	39	57	0	0	0	0	57

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								アルカリ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)	26年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県										14						14
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県									1	1						1
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	4						4
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								アルカリ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬戸内海法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬戸内海法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬戸内海法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬戸内海法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
堺路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	26	0	0	0	0	26

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬戸内海法への移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県	1	2						2	1	9					9
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県	1	2						2							
東京都															
神奈川県	1	2	2					1	3						
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県									1	6					6
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県									1	4					4
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県								2	9						9
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
鶴路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	5	9	2	0	0	0	1	10	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カブロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) 注3)	既設(c) 注4)	瀬法から法への移行(d1) 注5)	法から瀬法への移行(d2) 注5)	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) 注3)	既設(c) 注4)	瀬法から法への移行(d1) 注5)	法から瀬法への移行(d2) 注5)	廃止(f)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	1	5						5							
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	カフ ^{モラクタム} の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設								クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市										1	2	3				5
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
堺路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	5	0	0	0	0	0	0	5	1	2	3	0	0	0	5

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフル酸水素トリウムの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ジ ³ クロ-1,4-ナフキノンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括－政令市別)

	4-クロロフル酸水素トリウムの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ジ'クロロ-1,4-ナフキノンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
鶴路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	3	0	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	ジオガス・イレットの製造の用に供するニト化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニト化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジオガス・イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (F)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (F)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県								2	2						2
茨城県								2	4						4
栃木県								1	3						3
群馬県															
埼玉県								1	1						1
千葉県								1	1						1
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県								4	5						5
石川県															
福井県								1	5						1
山梨県															
長野県															
岐阜県								1	1						1
静岡県								3	18						5
愛知県								2	3						3
三重県								1	2						2
滋賀県								3	4						4
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県	1	7						7	1						1
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括－政令市別)

	ジオウジンパイレットの製造の用に供するヒロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ヒロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設								アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) 注3)	既設(c) 注4)	瀬法から法への移行(d1) 注5)	法から瀬法への移行(d2) 注5)	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	25年度末施設数(a)	新設(b) 注3)	既設(c) 注4)	瀬法から法への移行(d1) 注5)	法から瀬法への移行(d2) 注5)	廃止(f)	26年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市									1	7						7
京都市									1	6						6
大阪市																
堺市									1		1					1
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
鶴路市										2						2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	0	7	29	71	0	1	0	0	864

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									5	56						56
千葉県																
東京都																
神奈川県										1						1
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	189	5					4 190
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	5	1					6								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括－政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市	1	16						16								
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	43	1	0	0	0	0	44	7	246	5	0	0	0	4	247

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの																		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設											
	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)		
北海道	18	53					1	52	10	10							10		
青森県	18	41						41	1	14							14		
岩手県	5	5						5	2	4	7						11		
宮城県	1	5						5											
秋田県	1	2						2	5	7							7		
山形県	7	8					1	7	9	9							9		
福島県	8	24						24	21	26	5						31		
茨城県	26	50					1	49	10	14							14		
栃木県	1	2						2	6	8							8		
群馬県	1	2						2	7	6	1						7		
埼玉県	48	124	1				6	119	22	43							43		
千葉県	34	83	1				1	83	14	37							3	34	
東京都	33	143	2				7	138	17	91	1						4	88	
神奈川県	11	49						49	7	18								18	
新潟県	15	21						21	15	18								18	
富山県	4	20					3	17	3	6							1	5	
石川県	4	5						5	5	6								6	
福井県	8	18						18	5	7								7	
山梨県	3	6						6	4	4								4	
長野県	24	60	4				1	63	3	22	1							23	
岐阜県	26	32						32											
静岡県	38	56	1				1	56	3	12								12	
愛知県	24	45					1	44	16	19								19	
三重県	12	26					3	23	7	8								8	
滋賀県	3	10	1					11	1	2								2	
京都府	5	8						8	7	11								11	
大阪府	28	71		2			2	69	2	20							1	19	
兵庫県	18	40	1					41	27	30	1							1	30
奈良県	15	23						23	8	8	2							10	
和歌山县	3	3						3	12	16								1	15
鳥取県	4	13					2	11	10	18								2	16
島根県	13	23					2	21	2	6									6
岡山県	9	17					7	10	11	14	3	7						3	21
広島県	10	14						14	4	5									5
山口県	20	47						47		3									3
徳島県	15	30						30	5	7									7
香川県	10	15						15	7	11									11
愛媛県	7	13						13	2	2									2
高知県	5	6						6											
福岡県	21	35					2	33	7	19									19
佐賀県	11	13						13	3	5									5
長崎県	6	12					1	11	7	9									9
熊本県	5	8						8	2	3									3
大分県																			
宮崎県	1	1						1	1	1									1
鹿児島県																			
沖縄県	17	27					2	25	7	6	1								7

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—政令市別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設										
	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	
札幌市	1	14						14	3	7							7	
仙台市		3							3	3	3						3	
さいたま市	4	9							9	3	6						6	
千葉市	4	17						17	2	11							11	
横浜市	4	17						17	4	20							20	
川崎市	14	38						38	4	5							5	
相模原市	8	23						4	19		7						7	
新潟市	6	8							8	1	2						1	
静岡市	5	7							7	2	2						2	
浜松市	3	12						4	8		1						1	
名古屋市	5	24							24	1	4						4	
京都市	6	12							12		5						5	
大阪市	11	32						2	30		11						10	
堺市	2	2							2	6	9						8	
神戸市	4	10							10	4	9						9	
岡山市	7	9						2	7	2	4						3	
広島市	14	29						3	26	1	9						7	
北九州市	6	26						2	24	6	58						58	
福岡市	4	17							17	1	5						5	
熊本市		2							2	3	3						3	
函館市																		
旭川市																		
青森市	2	2							2	2	2						2	
盛岡市	1	2						1	1	1	1						1	
秋田市	3	9							9	1	1						1	
郡山市										2	2						2	
いわき市	8	26							26									
宇都宮市	6	14							14		5						5	
前橋市	1	2							2	2	7						7	
高崎市	1	3							3	2	2						2	
川越市	2	3							3	2	4						4	
船橋市										2	1	1					2	
柏市																		
横須賀市	3	14							14	1	5						5	
富山市	3	7							7	1	1						1	
金沢市	2	3							3	1	1						1	
長野市	2	7	1						8	1	1						1	
岐阜市	1	1							1									
豊橋市		3							3	2	3						3	
岡崎市	2	3							3		2						2	
豊田市	2	4							4	4	6						6	
大津市	1	3							3	1	3						1	
豊中市	1	10						5	5								2	
高槻市	2	12							12		2						2	
枚方市	3	4							4		7						7	
東大阪市		10							10	2	1	1					2	
船路市	6	21							21	1	12						12	
尼崎市	6	18							18	3	4						4	
西宮市										2	2						2	
奈良市	1	2							2	1	2						2	
和歌山市	3	4							4	2	3						3	
倉敷市	11	32						1	31	2	5						4	
福山市	6	12							12	2	3						3	
下関市																		
高松市	3	3							3	1	2						2	
松山市	2	4							4									
高知市		1							1		1	2					2	
久留米市	1	1							1	2	2						2	
長崎市	2	4							4	2	2						2	
大分市	3	16							16		2						2	
宮崎市		2							2	1	1						1	
鹿児島市										2	3						3	
那覇市																		
合 計	794	1882	12	0	2	0	0	69	1825	412	868	24	7	1	0	0	26	873

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る魔ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小計																
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道	28	63						1	62	1	5						5
青森県	19	55									55						
岩手県	7	9	7								16						
宮城県	1	5									5						
秋田県	6	9									9						
山形県	16	17						1	16	1	26						26
福島県	29	50	5								55						
茨城県	36	64						1	63								
栃木県	7	10									10						
群馬県	8	8	1								9	1	2				2
埼玉県	70	167	1					6	162								
千葉県	48	120	1								4	117					
東京都	50	234	3					11	226	1	3						3
神奈川県	18	67									67						
新潟県	30	39									39						
富山県	7	26						4	22								
石川県	9	11									11						
福井県	13	25									25						
山梨県	7	10									10						
長野県	27	82	5					1	86								
岐阜県	26	32									32						
静岡県	41	68	1					1	68								
愛知県	40	64						1	63	1	1						1
三重県	19	34									3	31					
滋賀県	4	12	1								13						
京都府	12	19									19						
大阪府	30	91		3				3	88								
兵庫県	45	70	2					1	71								
奈良県	23	31	2								33						
和歌山县	15	19						1	18								
鳥取県	14	31									4	27					
島根県	15	29									2	27					
岡山県	20	31	3	7				10	31								
広島県	14	19									19	1	1				1
山口県	20	50									50						
徳島県	20	37									37						
香川県	17	26									26						
愛媛県	9	15									15						
高知県	5	6									6						
福岡県	28	54						2	52								
佐賀県	14	18									18						
長崎県	13	21						1	20								
熊本県	7	11									11						
大分県																	
宮崎県	2	2									2						
鹿児島県																	
沖縄県	24	33	1					2	32								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小計															
	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市	4	21						21								
仙台市	3	6						6								
さいたま市	7	15						15								
千葉市	6	28						28		1					1	
横浜市	8	37						37	1	1					1	
川崎市	18	43						43	1	26						26
相模原市	8	30					4	26								
新潟市	7	10					1	9								
静岡市	7	9						9								
浜松市	3	13					5	8								
名古屋市	6	28						28	1	1						1
京都市	6	17						17								
大阪市	11	43					3	40	2	5						5
堺市	8	11					1	10								
神戸市	8	19						19								
岡山市	9	13					3	10								
広島市	15	38					5	33	1	1						1
北九州市	12	84					2	82	1	14						14
福岡市	5	22						22								
熊本市	3	5						5								
函館市																
旭川市																
青森市	4	4						4								
盛岡市	2	3					1	2								
秋田市	4	10						10								
郡山市	2	2						2								
いわき市	8	26						26								
宇都宮市	6	19						19								
前橋市	3	9						9								
高崎市	3	5						5								
川越市	4	7						7								
船橋市	2	1	1					2								
柏市																
横須賀市	4	19						19								
富山市	4	8						8	2	2						2
金沢市	3	4						4								
長野市	3	8	1					9								
岐阜市	1	1						1								
豊橋市	2	6						6								
岡崎市	2	5						5								
豊田市	6	10						10	1	40						40
大津市	2	6					2	4								
豊中市	1	10						5	5							
高槻市	2	14						14								
枚方市	3	11						11								
東大阪市	2	11	1					12								
姫路市	7	33						33								
尼崎市	9	22						22								
西宮市	2	2						2								
奈良市	2	4						4								
和歌山市	5	7						7								
倉敷市	13	37					2	35								
福山市	8	15						15								
下関市																
高松市	4	5						5								
松山市	2	4						4								
高知市	1	3						1	2							
久留米市	3	3						3								
長崎市	4	6						6								
大分市	3	18						18								
宮崎市	1	3						3								
鹿児島市	2	3						3								
那覇市																
合 計	1206	2750	36	7	3	0	0	95	2698	16	129	0	0	0	0	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (10a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ'ラズ'マ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	漬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 漬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c-f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1					1	1	1					1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3	5					5	4	4					4
栃木県	1	1					1	3	3					3
群馬県	2	3					3	1	1					1
埼玉県	3	6					6	10	10					10
千葉県	1	1					1	3	3					3
東京都								21	21					21
神奈川県	1	2					2	13	15					15
新潟県														
富山県	1	1					1	2	3					3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県	1	1					1	4	4					4
岐阜県	2	3					3	2	2					2
静岡県	2	3					3	2	2					2
愛知県	3	4				1	3	8	8					8
三重県								2	2					2
滋賀県	1	1					1	2	2					2
京都府								2	2					2
大阪府	1	5					5	10	10					10
兵庫県								5	5					5
奈良県								1	2					2
和歌山县														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								2	2					2
広島県	1	2					2							
山口県								2	2	1				3
徳島県														
香川県	1	3					3							
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2					2							
長崎県								1	1					1
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	1	2					2							

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可などを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬戸内海法から法への移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (10b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								4	4					4
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								5	19					19
川崎市								3	6					6
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市									2	2				2
名古屋市									6	7				7
京都市									3	4			1	3
大阪市									5	6			1	5
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市									4	4				4
岡山市														
広島市									4	5				5
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市									3	3				3
熊本市									2	2				2
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
盛岡市														
秋田市									2	2				2
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市														
前橋市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市									2	2				2
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市	1	1						1	3	4				4
長野市									3	3				3
岐阜市									2	2				2
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市														
大津市									1	1				1
豊中市									1	1				1
高槻市									1	4				4
枚方市									1	1				1
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市									2	2				2
西宮市									3	3				3
奈良市														
和歌山市									2	2				2
倉敷市									1	1				1
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市									1	1				1
大分市														
宮崎市									2	2				2
鹿児島市	1	3						3	1	1				1
那覇市														
合 計	38	64	0	0	0	0	1	63	215	250	1	0	2	249

- 注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
- 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
- 注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
									事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	
北海道								42	93							1	92
青森県								23	73								73
岩手県	1						1	9	12	7							19
宮城県	2						2	6	16								16
秋田県	1						1	6	10								10
山形県								17	43							1	42
福島県	1						1	33	60	5							65
茨城県								48	89							1	88
栃木県								13	18								18
群馬県								13	15	1							16
埼玉県	1						1	90	242	1						6	237
千葉県	3	4					4	59	135	1						4	132
東京都								72	258	3						11	250
神奈川県								34	88	2						1	89
新潟県	4	9					9	35	71								71
富山県								17	40							4	36
石川県								9	11								11
福井県								15	31							1	30
山梨県								8	11								11
長野県	2						2	33	91	5						1	95
岐阜県								33	40								40
静岡県	1	2					2	53	289	6						10	285
愛知県	2	2					2	62	93							2	91
三重県	1	2					2	25	47							3	44
滋賀県								10	19	1							20
京都府								15	22								22
大阪府								41	106		3					3	103
兵庫県								53	81	2						1	82
奈良県								24	33	2							35
和歌山县								15	19							1	18
鳥取県								19	39							4	35
島根県	1						1	17	32							2	30
岡山県								23	34	3	7					10	34
広島県	1	1					1	20	27								27
山口県	1	1					1	27	67	1							68
徳島県								21	39								39
香川県	1	1					1	21	35								35
愛媛県	2	5					5	15	37								37
高知県								5	6								6
福岡県	2	2					2	32	62	1						2	61
佐賀県								15	20								20
長崎県								15	23							1	22
熊本県								8	12								12
大分県																	
宮崎県	1	1					1	5	6								6
鹿児島県								1	1								1
沖縄県	1	1					1	27	37	1						2	36

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	25年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	26年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								8	25							25	
仙台市								5	8							8	
さいたま市								7	15							15	
千葉市	1	1					1	10	35						1	34	
横浜市	1	1					1	16	61							61	
川崎市	1	1					1	23	76							76	
相模原市	1	1					1	10	33						4	29	
新潟市		1					1	12	19						1	18	
静岡市								13	22							22	
浜松市								7	20						5	15	
名古屋市									15	44						44	
京都市								10	27						1	26	
大阪市								18	54						4	50	
堺市								14	16		1				1	16	
神戸市								12	23							23	
岡山市								9	13						3	10	
広島市								21	45						5	40	
北九州市		1					1	19	107						2	105	
福岡市								8	25							25	
熊本市								5	7							7	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								4	4							4	
盛岡市								2	3						1	2	
秋田市								8	14							14	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	11	36	3						39	
宇都宮市	1	1					1	7	20							20	
前橋市								4	12							12	
高崎市								4	6							6	
川越市								4	7							7	
船橋市								2	1	1						2	
柏市																	
横須賀市								6	21							21	
富山市	1	1					1	10	14							14	
金沢市								7	9							9	
長野市								6	11	1						12	
岐阜市								3	3							3	
豊橋市								3	7							7	
岡崎市								2	5							5	
豊田市								8	51							51	
大津市								3	7						2	5	
豊中市								2	11						5	6	
高槻市								3	18							18	
枚方市								4	12							12	
東大阪市								4	13	1						14	
鶴路市	1	1					1	13	57						2	55	
尼崎市								11	24							24	
西宮市		2					2	5	7							7	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								8	10							10	
倉敷市		1					1	15	43						2	41	
福山市								9	16							16	
下関市								2	2							2	
高松市								6	7							7	
松山市								2	4							4	
高知市								3	6						1	5	
久留米市								3	3							3	
長崎市								5	7							7	
大分市	2	3					3	6	22							22	
宮崎市								3	5							5	
鹿児島市								4	7							7	
那覇市																	
合 計	29	56	0	0	0	0	0	56	1636	3825	48	8	3	0	0	112	3769

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満(0.5m ³ 以上)	
	26年度末 事業場数	26年度末 施設数	25年度末 事業場数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 施設数	25年度末 施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1					1	1					
茨城県												
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)									
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都	1(1)				1(1)	1(1)						
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県	2(2)				1(2)	2(2)	1(2)	2(2)	1(1)	1(1)		
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府	1(1)	1	1									
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	1					1	1					
香川県												
愛媛県	2	3	3			1	1					
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県	1(1)				1(2)	2(2)						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満(0.5m ³ 以上)	
	26年度末	26年度末	25年度末	26年度末	25年度末	26年度末	25年度末	26年度末	25年度末	26年度末	25年度末	26年度末	25年度末
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市							1(1)						
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	2	2	2										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	12(8)	8(2)	8(2)	0	0	6(7)	9(7)	1(3)	2(2)	1(1)	1(1)	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉		合 計		
	小計				
	26年度末 施設数	25年度末 施設数	26年度末 事業場数	25年度末 施設数	25年度末 施設数
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1	1	1	1
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	3(5)	5(5)	2(2)	3(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山县					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1(2)	2(2)	1(1)	1(2)	2(2)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉		合 計		
	小計		26年度末		25年度末
	26年度末 施設数	25年度末 施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市		1(1)			1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
枚方市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	2	2	2	2	2
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	16(13)	20(12)	12(8)	16(13)	20(12)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				タンク類の破壊の用に供する施設のうちブレーカ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設			小計			26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末	
	26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県	1	1	1						1	1	1									
茨城県																				
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)									
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都			1(1)								1(1)									
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県	1	1	3						1	1	3									
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山县																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの										廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				タンク類の破壊の用に供する施設のうちブレーカ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設		灰の貯留施設			小計			26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末	
	26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末		26年度末		25年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市		1(1)									1(1)									
川崎市																				
相模原市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
岡山市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
熊本市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
盛岡市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
前橋市																				
高崎市																				
川越市																				
船橋市																				
柏市																				
横須賀市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
大津市																				
豊中市																				
高槻市																				
枚方市																				
東大阪市																				
姫路市																				
尼崎市																				
西宮市																				
奈良市																				
和歌山市																				
倉敷市																				
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
久留米市																				
長崎市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
那覇市																				
合 計	3(3)	3(3)	7(3)	0	0	0	3(3)	3(3)	7(3)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	下水道終末 処理施設		水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設		合 計		
	26年度末		25年度末		26年度末		25年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	施設数
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県			1	1	1	1	1
山形県							
福島県					1	1	1
茨城県							
栃木県			1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都						1(1)	
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県					1	1	3
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山县							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	下水道終末 処理施設		水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設		合 計			
	26年度末		25年度末		26年度末		25年度末	
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	5(4)	5(4)
								9(4)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。

表 I - 1 O (1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}		26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)
						法施行後設置 (c) ^{注3)}							
北海道	1	1		2	2								
青森県				1	1						1		1
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		5	5			2	2				
栃木県					2	2							
群馬県				1	1			1		1			
埼玉県				4	4								
千葉県	3	3											
東京都				1	1								
神奈川県					1	1							
新潟県				3	3								
富山県					1	1							
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		14	10		4						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				3	2		1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山县													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県	2	2											
山口県				10	9		1						
徳島県													
香川県													
愛媛県							2	2					
高知県													
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県													
熊本県				1	1			1		1			
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1	1								

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			焙焼炉			焼結炉		
	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度末施設数 (a+c)	
札幌市				1		1									
仙台市				1				1							
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市					5	5									
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		5	2		3								
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1		1	1			
宇都宮市				1		1									
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市				1	1										
柏市															
横須賀市															
富山市				1	1										
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				2	1		1								
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市				1	1										
東大阪市															
姫路市				5	5			1	1		4		4		
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1						
倉敷市	4	4		5	5										
福山市	4	4													
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	31	29	2	105	92	2	11	11	9	2	6	1	5		

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (2 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)									
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	2	
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					2	1	1	3	2	1
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (2 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							7		7	12	1	11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	1	1	4	3	1	10	2	8	33	16	17

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表
第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (3 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	23	2	3	1	2	31	24	7
栃木県	3	3		47	38	9	3	2	1	53	43	10
群馬県	1	1		7	4	3	2		2	10	5	5
埼玉県				40	20	20	4	2	2	44	22	22
千葉県				5	1	4				5	1	4
東京都												
神奈川県												
新潟県				12	4	8				12	4	8
富山県				35	31	4				35	31	4
石川県				1	1					1	1	
福井県				10	5	5	1		1	11	5	6
山梨県				1	1		1	1		2	2	
長野県				15	8	7	2		2	17	8	9
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	5	2	3	56	36	20	4	3	1	65	41	24
愛知県	5	1	4	118	63	55	8	4	4	131	68	63
三重県	2	2		30	20	10	2	1	1	34	23	11
滋賀県				13	7	6	2	1	1	15	8	7
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				9	9		3	2	1	12	11	1
兵庫県	2		2	3	3					5	3	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県				2		2				2		2
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				1		1				1		1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2	1	1	21	11	10
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	5	13	1		1	19	5	14
大分県	1	1		1	1					2	2	
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (3 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				17	13	4				17	13	4
浜松市				2	1	1				2	1	1
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市												
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	14	15	3		3	32	14	18
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				4		4				4		4
長崎市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合 計	27	14	13	677	435	242	50	24	26	754	473	281

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (4 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				
	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	
北海道	17	9			8	25	16	4	5	100	65	6	29
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6	
岩手県	4		2	2	22	11	4	7	23	12	6	5	
宮城県	9	2		7	29	27		2	25	21		4	
秋田県	3	1		2	12	10		2	48	26	3	19	
山形県	7	5	1	1	12	4	1	7	20	7	3	10	
福島県	8	3		5	30	25		5	45	33	1	11	
茨城県	29	20		9	57	38	9	10	63	47	4	12	
栃木県	10	8		2	30	13	2	15	33	27		6	
群馬県	13	12		1	25	24		1	31	25	1	5	
埼玉県	45	31		14	80	74		6	73	60	1	12	
千葉県	45	29	1	15	75	50	6	19	60	41	4	15	
東京都	111		72	39	46		23	23	45		40	5	
神奈川県	31	21		10	27	23	1	3	20	13	3	4	
新潟県	8	6		2	53	41	1	11	51	33	3	15	
富山県	6	1		5	14	8		6	16	9		7	
石川県					12	10		2	25	22		3	
福井県	5	4		1	12	12			25	15	4	6	
山梨県	6	3		3	21	13		8	23	17	1	5	
長野県	7		7		24	22		2	57	33	13	11	
岐阜県	2	2			29	12	4	13	62	41	9	12	
静岡県	26	9	11	6	46	22	15	9	65	55	2	8	
愛知県	45	28	4	13	46	38	1	7	72	57	2	13	
三重県	25	10	3	12	27	20	2	5	57	45	3	9	
滋賀県	6	2		4	21	18		3	32	20	1	11	
京都府	6	2		4	13	9	4		27	21	2	4	
大阪府	30	23		7	32	24	2	6	32	27		5	
兵庫県	21	14		7	32	26	2	4	60	40	4	16	
奈良県	6	5		1	27	17		10	40	35		5	
和歌山県					12	6	4	2	32	22	3	7	
鳥取県	5	5			6	1	3	2	34	27	2	5	
島根県	3			3	10	3	1	6	23	17	3	3	
岡山県	4	4			15	11		4	39	30	2	7	
広島県	9	3		6	18	16		2	45	34	4	7	
山口県	10	8		2	22	15	3	4	39	28	4	7	
徳島県	1			1	25	20		5	42	26	6	10	
香川県	7	4		3	6	4		2	25	20		5	
愛媛県	15	8	5	2	20	8	8	4	46	37	6	3	
高知県					13	5	2	6	27	19	4	4	
福岡県	16	8		8	27	21		6	42	29	4	9	
佐賀県	6			6	12	10		2	38	27	3	8	
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	50	26	4	20	
熊本県	2	2			25	13	7	5	36	27	3	6	
大分県	3	1		2	12	10		2	18	17		1	
宮崎県	9	3	1	5	9	8		1	17	12	1	4	
鹿児島県					23	15	2	6	45	29	2	14	
沖縄県	9	2		7	16	13		3	36	16	3	17	

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (4 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉													
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満					
	26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1			1		
仙台市	10	6		4	4	3		1	3	1		2		
さいたま市	13	11		2	2	2			5	5				
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	3		2		
横浜市	26	16	4	6	4	3	1		4	3		1		
川崎市	21	12		9	6	3	3		16	10		6		
相模原市	7	4		3	1	1			8	8				
新潟市	9	5		4	8	3	2	3	13	8	1	4		
静岡市	6		4	2	4		1	3	8		8			
浜松市	8	4		4	7	5	1	1	17	14		3		
名古屋市	19	12		7	2	2			2			2		
京都市	16	7	3	6	2	2			8	4	2	2		
大阪市	20	10	3	7	7	6		1	10	6	2	2		
堺市	13	7		6	2			2	4	1		3		
神戸市	17	12		5	3	2		1	2	2				
岡山市	8	4	3	1	1	1			24	20	1	3		
広島市	9	4		5	4	2		2	17	8	1	8		
北九州市	15	11		4	4	3		1	13	4		9		
福岡市	9	6		3	4	3		1	4	4				
熊本市	6	4		2					6	5		1		
函館市	3	1		2	1			1	3	3				
旭川市	2	2			2	1		1	1			1		
青森市	8	4	2	2		2			2	2				
盛岡市	3	3			2	2			5	4		1		
秋田市	3			3	3			3	6	5		1		
郡山市	4	4			3	1		2	1	1				
いわき市	13	8	3	2	6	2	2	2	5	4		1		
宇都宮市	7	2	4	1	3	3			5	2	1	2		
前橋市	3	3			4	2		2	4	3		1		
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2			
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1		
船橋市	11	8		3					1			1		
柏市	5		3	2	3		3		2	1	1			
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1				
富山市	3		1	2					9	7		2		
金沢市	5	3		2	4	2		2	5	3		2		
長野市	3	3			2			2	8	7		1		
岐阜市	5	5			6	5	1		4	4				
豊橋市	3	1	2		4	2		2	3	1	1	1		
岡崎市	7	5		2					4	4				
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	2		1		
大津市					6	4		2	3	2		1		
豊中市	4			4	1		1							
高槻市	5	5			2	1	1		2	2				
枚方市	4	2		2	2			2	3		1	2		
東大阪市	10	5	1	4	4	1	1	2						
姫路市	12	4		8	10	5		5	4	2		2		
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1		
西宮市	5	5			1	1			1	1				
奈良市	4	4							4	4				
和歌山市	6	6			4	3		1	11	9		2		
倉敷市	10	7		3	11	9		2	18	16	1	1		
福山市	4			4	6	6			12	12				
下関市	3	1		2	1	1			8	6		2		
高松市	5	2		3					7	6		1		
松山市	6	3		3	3	2	1		11	5		6		
高知市	3		3		1	1			2	1		1		
久留米市	3	3			2			2	4	2	1	1		
長崎市	6	4		2					2	1		1		
大分市	9	5	1	3	2	1		1	13	8	2	3		
宮崎市	3			3	1	1			1			1		
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	6		7		
那覇市														
合 計	1117	571	155	391	1381	919	140	322	2267	1562	199	506		

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (5 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m ³ 以上)			
	26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		26年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}			法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道	77	25	4	48	18	13		5	9	4	1	4
青森県	55	16	1	38	9	5		4	9	4	2	3
岩手県	70	25	5	40	7	3		4	1	1		
宮城県	44	8		36	8	4		4	4	4		
秋田県	17	8		9	1	1			5	5		
山形県	59	15		44	5	3		2	8	4		4
福島県	16	11		5	14	9		5	8	7		1
茨城県	180	61	3	116	26	15		11	10	5	1	4
栃木県	65	29		36	20	7		13	7	4		3
群馬県	25	12		13	13	3		10	1			1
埼玉県	24	20		4	57	26	8	23	12	7		5
千葉県	118	40		78	26	14		12	12	5		7
東京都	45	22	5	18	51	25	2	24	18	7	2	9
神奈川県	29	18	1	10	10	4	1	5	4	3		1
新潟県	59	19		40	20	12		8	19	15		4
富山県	28	16		12	8	7		1	3	1		2
石川県	37	17		20	6	5		1	1	1		
福井県	36	19		17	9	9			5	1		4
山梨県	24	8		16	7	6		1	5	3		2
長野県	43	19		24	7	3		4	4	2		2
岐阜県	73	67	3	3	40	34		6	7	5	2	
静岡県	83	50		33	30	16		14	21	9		12
愛知県	44	28		16	24	11		13	6	3		3
三重県	76	39		37	18	11		7	8	4		4
滋賀県	31	23		8	7	6		1	7	6		1
京都府	32	14		18	6	5		1				
大阪府	15	9		6	4	4			4	2		2
兵庫県	104	67		37	26	16		10	6	4		2
奈良県	98	38		60	13	7		6	3	2		1
和歌山県	30	13		17	6	5		1	5	3		2
鳥取県	36	17		19	5	5			1	1		
島根県	25	10		15	2	1		1	8	6		2
岡山県	62	20		42	4	3		1	6	5		1
広島県	44	27		17	19	10		9	9	5		4
山口県	41	24	2	15	14	13	1		9	7		2
徳島県	70	30		40	9	8		1	1	1		
香川県	57	19		38	13	9		4	5	4		1
愛媛県	65	20	4	41	23	12	1	10	11	4		7
高知県	59	31		28	10	7		3	2	1		1
福岡県	83	46		37	30	29		1	11	10		1
佐賀県	36	19		17	7	4		3	5	2		3
長崎県	27	12		15	3	1		2	4	2		2
熊本県	36	1	6	29	7	5	1	1	8	6		2
大分県	16	6	1	9	8	7		1	3	3		
宮崎県	29	8		21	1	1						
鹿児島県	71	27		44	12	7		5	7	6		1
沖縄県	28	6		22	8	2		6	5	1		4

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (5 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

26年 度未施 設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)			別表第一		
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
	2	2	2	4	3	4	1	2	2	2	2	2
札幌市	3	1	2					2	2			
仙台市	8	6	2	1			1					
さいたま市	2	2		4	3		1	2	2			
千葉市	15	8	7	6	4		2	1				1
横浜市	12	10	2	25	23		2	5	5			
川崎市	1	1		4			4	2	2			
相模原市	2	2		1	1							
新潟市	17	8	9	6	5		1	2	2			
静岡市	18	13	5	7	3		4	4	3			1
浜松市	18	13	5	1	1			1	1			
名古屋市	12	7	5	6	4		2	6	3			3
京都市	15	12	3	12	12			3	3			
大阪市	3	1	2	4	3		1					
堺市	11	5	6	4	4							
神戸市	11	7	4	1			1	1	1			
岡山市	12	7	5	2	2			2				2
広島市	10	8	2	1	1			1				1
北九州市	10	6	4					1				1
福岡市	5	1	4									
熊本市	9	6	3					1	1			
函館市	3	1	2									
旭川市	4	2	2					1				1
青森市	10		10	3			3	2	1			1
盛岡市	9	7	2	1	1			2				2
秋田市	3	2	1					1	1			
郡山市	6	5	1	3	2		1					
いわき市	1	1		2			2					
宇都宮市	5		5	2	2			1				1
前橋市	12	3	9	3	2		1	1				1
高崎市	6	1	5	5	1		4	3				3
川越市	1	1		2	1		1					
船橋市	2	1	1	3	2		1					
柏市	3		3	2	1	1						
横須賀市	4		4	1			1	5				5
富山市	15	5	10	5	1		4	1	1			
金沢市	8	5	3	4	2		2					
長野市	6	2	4									
岐阜市	5	3	2	3	3			1	1			
豊橋市	4	2	2									
岡崎市	6	5	1	6	5		1					
豊田市	4	3	1	2			2					
大津市	4	2	2									
豊中市				1		1						
高槻市	4	2	1	1								
枚方市	2	1	1	1	1			1		1		
東大阪市	2	2		2	1		1					
姫路市	10	8	2	5	4		1	1	1			
尼崎市	2	2		2	2							
西宮市								1	1			
奈良市	12	8	4	3	2		1	2	1			1
和歌山市	10	9	1	2			2	4	3			1
倉敷市	5	4	1	2	1		1					
福山市	28	20	8	1	1							
下関市	4	2	2					1	1			
高松市	9	5	4	2	1		1					
松山市	13	9	4	1	1							
高知市	15	4	11	2	1		1					
久留米市	5	2	3	4	4							
長崎市	4	1	3	4	4							
大分市	6		6					2	2			
宮崎市	8	4	4	1			1					
鹿児島市	11	5	6	3	2		1					
那覇市	1		1									
合 計	2888	1342	37	1509	839	527	16	296	371	223	9	139

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (6 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	246	132	15	99	264	138	15	111
青森県	136	62	12	62	139	63	12	64
岩手県	127	52	17	58	127	52	17	58
宮城県	119	66		53	122	69		53
秋田県	86	51	3	32	86	51	3	32
山形県	111	38	5	68	113	40	5	68
福島県	121	88	1	32	150	112	1	37
茨城県	365	186	17	162	405	219	17	169
栃木県	165	88	2	75	220	133	2	85
群馬県	108	76	1	31	121	82	1	38
埼玉県	291	218	9	64	339	244	9	86
千葉県	336	179	11	146	344	183	11	150
東京都	316	54	144	118	317	55	144	118
神奈川県	121	82	6	33	122	83	6	33
新潟県	210	126	4	80	225	133	4	88
富山県	75	42		33	111	74		37
石川県	81	55		26	82	56		26
福井県	92	60	4	28	103	65	4	34
山梨県	86	50	1	35	88	52	1	35
長野県	142	79	20	43	159	87	20	52
岐阜県	213	161	18	34	216	163	18	35
静岡県	271	161	28	82	336	202	28	106
愛知県	237	165	7	65	386	247	7	132
三重県	211	129	8	74	245	152	8	85
滋賀県	104	75	1	28	119	83	1	35
京都府	84	51	6	27	88	53	6	29
大阪府	117	89	2	26	132	102	2	28
兵庫県	249	167	6	76	256	172	6	78
奈良県	187	104		83	187	104		83
和歌山县	85	49	7	29	85	49	7	29
鳥取県	87	56	5	26	89	56	5	28
島根県	71	37	4	30	75	41	4	30
岡山県	130	73	2	55	133	75	2	56
広島県	144	95	4	45	149	100	4	45
山口県	135	95	10	30	146	104	10	32
徳島県	148	85	6	57	148	85	6	57
香川県	113	60		53	115	62		53
愛媛県	180	89	24	67	183	92	24	67
高知県	111	63	6	42	111	63	6	42
福岡県	209	143	4	62	233	156	4	73
佐賀県	104	62	3	39	109	65	3	41
長崎県	107	53	7	47	108	54	7	47
熊本県	114	54	17	43	135	60	17	58
大分県	60	44	1	15	62	46	1	15
宮崎県	65	32	2	31	66	33	2	31
鹿児島県	158	84	4	70	160	85	4	71
沖縄県	102	40	3	59	103	41	3	59

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (6 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	26年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	23	12	5	6	24	13	5	6
仙台市	26	16		10	27	16		11
さいたま市	28	25		3	28	25		3
千葉市	43	25	2	16	45	26	2	17
横浜市	76	60	5	11	80	63	5	12
川崎市	50	28	3	19	55	33	3	19
相模原市	19	16		3	19	16		3
新潟市	55	31	3	21	55	31	3	21
静岡市	47	19	13	15	64	32	13	19
浜松市	52	38	1	13	54	39	1	14
名古屋市	47	28		19	62	42		20
京都市	56	40	5	11	65	47	5	13
大阪市	44	26	5	13	54	35	6	13
堺市	34	17		17	46	29		17
神戸市	35	24		11	35	24		11
岡山市	49	34	4	11	49	34	4	11
広島市	42	23	1	18	45	25	1	19
北九州市	43	24		19	55	31		24
福岡市	22	14		8	22	14		8
熊本市	22	16		6	22	16		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	27	7	4	16	27	7	4	16
盛岡市	22	17		5	22	17		5
秋田市	16	8		8	17	9		8
郡山市	17	13		4	17	13		4
いわき市	27	15	5	7	32	19	5	8
宇都宮市	23	9	5	9	24	9	6	9
前橋市	27	13		14	30	15		15
高崎市	24	9	2	13	24	9	2	13
川越市	10	5	1	4	11	6	1	4
船橋市	17	11		6	18	12		6
柏市	15	2	8	5	15	2	8	5
横須賀市	19	8		11	19	8		11
富山市	33	14	1	18	42	15	1	26
金沢市	26	15		11	26	15		11
長野市	19	12		7	19	12		7
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	14	6	3	5	21	11	3	7
岡崎市	23	19		4	25	20		5
豊田市	16	6	1	9	48	20	1	27
大津市	13	8		5	13	8		5
豊中市	6		2	4	6		2	4
高槻市	13	10	2	1	13	10	2	1
枚方市	13	4	2	7	14	5	2	7
東大阪市	18	9	2	7	18	9	2	7
姫路市	42	24		18	75	46		29
尼崎市	18	11	1	6	18	11	1	6
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	25	19		6	26	19		7
和歌山市	37	30		7	43	35		8
倉敷市	46	37	1	8	63	54	1	8
福山市	51	39		12	55	43		12
下関市	17	11		6	29	23		6
高松市	23	14		9	24	15		9
松山市	34	20	1	13	34	20	1	13
高知市	23	7	3	13	23	7	3	13
久留米市	18	11	1	6	22	11	1	10
長崎市	16	10		6	16	10		6
大分市	32	16	3	13	36	20	3	13
宮崎市	14	5		9	14	5		9
鹿児島市	33	15	2	16	34	16	2	16
那覇市	1		1		1		1	
合 計	8863	5144	556	3163	9786	5754	558	3474

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

26年 度未施 設数 (a+c)	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			焙燒炉			焼結炉		
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		26年 度未施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	26年 度未施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	26年 度未施 設数 (a+c)		
					法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}									
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表
第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (7 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)} 法施行後設置 (c) ^{注3)}		26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)
						焙燒炉							
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉄炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉄炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設—政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	26年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 O a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県													1	1		
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都													1	1		
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県													1	1		1
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府	1	1														
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県													1	1		
香川県																
愛媛県	3	3											1	1		
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県													1	1		

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 O b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	26年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	2	2														
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	8	0	0	0	0	0	0	6	3	1	2	1	0	0	1

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

26年 度未施 設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉								合計					
	50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満(0.5m ² 以上)		小計				26年 度未施 設数 (a+b+c)		別表第一			
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}		
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県									1	1		1	1	
茨城県														
栃木県									2	2		2	2	
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都									1		1	1	1	
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県	1			1					3	1	2	3	1	2
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府									1	1		1	1	
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山县														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県									1	1		1	1	
香川県														
愛媛県									4	3	1	4	3	1
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県									1	1		1	1	

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第一
第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (11b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉												合 計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m ² 以上)				小 計				26年		別表第一	
	度未施設数	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一法施行前設置(b) ^{注2)}	別表第一法施行後設置(c) ^{注3)}	度未施設数	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一法施行前設置(b) ^{注2)}	別表第一法施行後設置(c) ^{注3)}	度未施設数	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一法施行前設置(b) ^{注2)}	別表第一法施行後設置(c) ^{注3)}	度未施設数	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一法施行前設置(b) ^{注2)}	別表第一法施行後設置(c) ^{注3)}
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市										2	2			2	2	
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	0	0	1	0	0	0	0	16	11	1	4	16	11	1	4

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	0	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	208	60
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	652	171
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	—	4
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	—	18

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合計	0	0	0	0

表 I - 1 4 (1a) その他の届出等の状況
(法・瀬戸内海法別一都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 <small>注1)</small>	18条変更 <small>注2)</small>	14条変更 その他 <small>注1)</small>	18条変更 <small>注2)</small>	8条変更 その他 <small>注3)</small>	9条変更 <small>注2)</small>
北海道	1	23			11	
青森県		5			2	
岩手県	1	4				
宮城県	3	14				
秋田県	9	2				
山形県	2	11			1	
福島県	1	3	2	1		
茨城県	5	32			1	
栃木県	6	10	1			
群馬県	4	13				
埼玉県	11	19	6	8		
千葉県	9	68			12	
東京都	6	14	1	2		
神奈川県	2	4			2	
新潟県	4	9	3	1		
富山県	1	5			4	
石川県	1	8				
福井県	2	6		1		
山梨県		2				
長野県	2	8	2	8		
岐阜県	14	2				
静岡県	10	46	3	19		
愛知県	7	24	4	8		
三重県	7	14			4	
滋賀県	10		1			
京都府		3			1	
大阪府	3	9	1	6		1
兵庫県	1	14	1	3		1
奈良県		5				
和歌山县		2				
鳥取県	2	13			5	
島根県	1	5			1	
岡山県	6	21	2			
広島県	3	9			2	1
山口県	1	9		1	2	1
徳島県		18				1
香川県	6	9		2		3
愛媛県	5	3			2	1
高知県		4				
福岡県	7	10				
佐賀県	2			2		
長崎県	1	1				
熊本県						
大分県	1					
宮崎県	3	4		2		
鹿児島県		3				
沖縄県		3		1		

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の

許可（届出）件数を計上した。

表 I - 1 4 (1 b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別－政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 その他 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 その他 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 注2)
札幌市	1					
仙台市		4				
さいたま市		1				
千葉市	1	3			1	
横浜市		6				
川崎市	3	8	5	5		
相模原市						
新潟市	3	3	1	2		
静岡市	2	4				
浜松市	3	5				
名古屋市		2	3			
京都市	8	15	1	6		
大阪市	1	11		22		
堺市	3	1		1		
神戸市	1					
岡山市	1	3				2
広島市		1		2		
北九州市	1	19				
福岡市						
熊本市		1				
函館市		2				
旭川市	1	1		1		
青森市						
盛岡市		2				
秋田市		2		2		
郡山市		4		1		
いわき市	2	4	19	4		
宇都宮市						
前橋市		1				
高崎市						
川越市		1	1			
船橋市	1	5				
柏市		1				
横須賀市						
富山市		3				
金沢市		2				
長野市		3		2		
岐阜市	2					
豊橋市						
岡崎市	1	3				
豊田市	4			1		
大津市			1			
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市	4	8	2	2		1
尼崎市				1		
西宮市				3		
奈良市		1				
和歌山市				2		2
倉敷市		4				
福山市		5		1		1
下関市						
高松市		2				
松山市	1	6				
高知市						
久留米市		2				
長崎市		1				
大分市	2	9		1		3
宮崎市						
鹿児島市	2	1				
那覇市		1				
合 計	208	652	60	171	4	18

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の

許可（届出）件数を計上した。

表II-1 報告収集及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告収集件数	69	4
法第34条第1項に基づく立入検査件数	4,376	860
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	518	126

表II-2 (1) 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

件数	大気関係					
	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}			その他
	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	行政		設置者による測定	行政	
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	3	3	0	3	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	2	0	2	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
口頭指導件数 ^{注1)}	623	21	12	9	374	228
文書指導件数 ^{注1)}	789	21	11	10	692	76
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表II-2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

件数	水質関係					
	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	25	0	0	0	6	19
文書指導件数 ^{注1)}	40	0	0	0	36	4
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表II-3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注1) 注2)}

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

		大気関係		水質関係	
件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}	
	設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数	38 ^{注4)}	22	16	0 ^{注5)}	0
措置状況 ^{注6)}	口頭指導件数	21	12	9	0
	文書指導件数	21	11	10	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	3	0	3	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	0	2	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	1	1	0
	その他	7 ^{注7)}	2	5	0
措置後の対応状況	基準達成	21	10	11	0
	対策実施中	7	4	3	0
	廃止	4	3	1	0
	未対応	6	5	1	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成27年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なす。

注2) 平成26年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成27年度に入り執られた措置は含まない。

また平成27年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成28年度に入り執られた措置は含まない。

注3) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注4) 廃棄物焼却炉38件。

注5) 該当事業場なし。

注6) 表II-1及び表II-2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注7) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表II-4(1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県別)

	法第34条第1項に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項に基づく立入 検査件数	法第34条第1項の立入検査に 伴う測定件数
北海道		74	17
青森県		98	7
岩手県	2	12	5
宮城県		11	11
秋田県		64	7
山形県	9	85	16
福島県		22	11
茨城県		55	
栃木県		58	
群馬県	1	54	
埼玉県	1	280	31
千葉県		204	17
東京都		81	15
神奈川県		46	
新潟県		23	7
富山県			
石川県		30	
福井県		78	12
山梨県		50	3
長野県		469	6
岐阜県		138	5
静岡県		85	11
愛知県		557	8
三重県		90	3
滋賀県	1	20	6
京都府		40	5
大阪府	12	85	4
兵庫県	3	57	4
奈良県		43	
和歌山県			
鳥取県		43	15
島根県		40	7
岡山県		57	
広島県		69	7
山口県		4	2
徳島県		7	2
香川県		46	13
愛媛県	1	2	1
高知県			
福岡県		288	4
佐賀県		56	
長崎県		177	15
熊本県	3	16	14
大分県		46	
宮崎県		37	37
鹿児島県		7	7
沖縄県		18	2

	法第34条第1項に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項に基づく立入 検査件数	法第34条第1項の立入検査に 伴う測定件数
札幌市			9
仙台市			16
さいたま市			27
千葉市			5
横浜市			14
川崎市			10
相模原市			12
新潟市			4
静岡市			11
浜松市			3
名古屋市			39
京都市			7
大阪市			74
堺市			15
神戸市			7
岡山市			
広島市			26
北九州市			14
福岡市			6
熊本市			
函館市			5
旭川市			2
青森市			21
盛岡市			
秋田市			3
郡山市			2
いわき市			2
宇都宮市			5
前橋市			
高崎市			4
川越市			11
船橋市			5
柏市			12
横須賀市			6
富山市			3
金沢市			
長野市			13
岐阜市			17
豊橋市			5
岡崎市			11
豊田市			32
大津市			6
豊中市			
高槻市			9
枚方市		6	2
東大阪市			
姫路市			29
尼崎市			1
西宮市		2	2
奈良市			3
和歌山市			4
倉敷市			
福山市			18
下関市			
高松市			2
松山市			
高知市			
久留米市			14
長崎市		10	1
大分市			
宮崎市			5
鹿児島市			16
那覇市			
合計		69	4376
			518

表II-4 (2a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他		
						排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}	行政				
							設置者による測定					
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					1	1		1				
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山县												
広島県					1	1		1				
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					1	1		1				

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (2b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}				
						設置者による測定	行政					
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	3	3	0	3	0		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II－4 (3a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	法第23条第3項に基づく措置命令件数		
		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定 行政	
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山县				
鳥取県				
島根県				
岡山县				
広島県	1	1	1	
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県	1	1	1	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II－4 (3b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他	法第23条 第3項に基づく措置命 令件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定 行政						
		設置者による測定	行政							
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
枚方市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合計	2	2	0	2	0	0	0			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (4a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定 結果未報告施設への 措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定				
		行政						
北海道	2				1	1		
青森県	4				2	2		
岩手県	3				3			
宮城県	1	1	1					
秋田県								
山形県	29	1		1	3	25		
福島県	5	1		1	4			
茨城県	7				7			
栃木県	6				3	3		
群馬県	9				6	3		
埼玉県	23	1		1	8	14		
千葉県								
東京都	2	2	2					
神奈川県								
新潟県	5				5			
富山県	7				7			
石川県	22				22			
福井県	1					1		
山梨県	12				12			
長野県	2				2			
岐阜県	10				10			
静岡県	46				42	4		
愛知県	65				3	62		
三重県	35				29	6		
滋賀県								
京都府	3					3		
大阪府	2	1	1		1			
兵庫県	43				40	3		
奈良県	22				9	13		
和歌山县	2				2			
鳥取県	21				21			
島根県	2	1	1		1			
岡山县								
広島県	23				23			
山口県								
徳島県	9				9			
香川県	9				9			
愛媛県	20	1	1		19			
高知県	1	1	1					
福岡県	62					62		
佐賀県	11	1	1		10			
長崎県								
熊本県	8	3	2	1	5			
大分県	3				1	2		
宮崎県	1	1		1				
鹿児島県								
沖縄県	4	2	1	1	2			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II－4 (4 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市	1				1		
さいたま市							
千葉市	1				1		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市	3				3		
浜松市	2				2		
名古屋市	2				2		
京都市							
大阪市	2				2		
堺市	2				2		
神戸市	1				1		
岡山市	2				2		
広島市	1				1		
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市	4				4		
旭川市							
青森市	25			15	10		
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市	1				1		
高崎市							
川越市							
船橋市	1				1		
柏市	1				1		
横須賀市							
富山市							
金沢市	2	1	1		1		
長野市	1	1		1			
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市	6				6		
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市	1				1		
東大阪市							
姫路市	1				1		
尼崎市							
西宮市							
奈良市	1				1		
和歌山市	1	1		1			
倉敷市							
福山市	2				2		
下関市							
高松市	5				5		
松山市	2				2		
高知市							
久留米市	4				4		
長崎市							
大分市	3				3		
宮崎市							
鹿児島市	3	1		1	2		
那覇市							
合計	623	21	12	9	374		
					228		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (5a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況				罰則適用件数	
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	その他 結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県	1	1	1				
岩手県	3	2	1	1	1		
宮城県							
秋田県							
山形県	6	4		4		2	
福島県	1	1		1			
茨城県							
栃木県	12	2	2		4	6	
群馬県	1				1		
埼玉県	17				17		
千葉県	9	1	1		8		
東京都	21				21		
神奈川県	3				3		
新潟県	1				1		
富山県							
石川県							
福井県	1	1		1			
山梨県	63				63		
長野県							
岐阜県							
静岡県	13				13		
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府	4	4	4				
兵庫県	3	1	1		2		
奈良県	101				101		
和歌山县							
鳥取県	16				16		
島根県							
岡山县	2				2		
広島県							
山口県	17				16	1	
徳島県	93				93		
香川県	16				16		
愛媛県	16				16		
高知県	93				93		
福岡県	10	1	1			9	
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (5 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用 件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定 行政						
		設置者による測定	行政							
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市	30				30					
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市	63				63					
静岡市	4					4				
浜松市										
名古屋市	2				2					
京都市	1					1				
大阪市										
堺市	26				26					
神戸市	13				13					
岡山市	40				40					
広島市	23					23				
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市	2					2				
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市	13				13					
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市	4				4					
金沢市	1					1				
長野市	1	1			1					
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
枚方市										
東大阪市										
姫路市	1				1					
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市	25	1			1		24			
倉敷市	3						3			
福山市	8				8					
下関市										
高松市										
松山市										
高知市	5				5					
久留米市										
長崎市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市	1	1			1					
那覇市										
合計	789	21	11	10	692	76	0			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに
措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
北海道		16	3
青森県		83	
岩手県			
宮城県		2	1
秋田県		2	
山形県		6	1
福島県		7	3
茨城県		6	
栃木県		5	
群馬県		4	
埼玉県		30	7
千葉県		14	14
東京都		69	5
神奈川県		23	
新潟県		3	2
富山県			
石川県		4	
福井県		18	2
山梨県		6	
長野県		131	
岐阜県		31	
静岡県		19	4
愛知県		87	6
三重県		17	
滋賀県			
京都府		3	
大阪府		22	6
兵庫県		30	1
奈良県			
和歌山县			
鳥取県		2	2
島根県		21	
岡山県		42	
広島県		8	3
山口県		2	2
徳島県			
香川県		6	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		1	1
佐賀県		7	
長崎県		12	1
熊本県		2	
大分県			
宮崎県		16	4
鹿児島県			
沖縄県			

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
札幌市			1
仙台市			
さいたま市			
千葉市			2
横浜市			15
川崎市			5
相模原市			
新潟市			1
静岡市			
浜松市			
名古屋市			5
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市			8
岡山市			
広島市			14
北九州市			2
福岡市			
熊本市			2
函館市			1
旭川市			2
青森市			1
盛岡市			
秋田市			1
郡山市			1
いわき市			1
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			3
川越市			1
船橋市			
柏市			
横須賀市			7
富山市			3
金沢市			
長野市			2
岐阜市			
豊橋市			
岡崎市			3
豊田市			
大津市			1
豊中市			
高槻市			3
枚方市		1	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市			
奈良市			
和歌山市			3
倉敷市			
福山市			2
下関市			
高松市			1
松山市			
高知市			
久留米市			3
長崎市		3	3
大分市			4
宮崎市			1
鹿児島市			1
那覇市			
合計		4	860
			126

表Ⅱ－5 (2a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数 排出基準超過事業場への措置状況	設置者による測定結果未報告事業場への措置状況		その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	
				行政	測定	
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5 (2b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
				設置者による測定	行政				
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合計	0	0	0	0	0	0	0		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5 (3a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山县							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (3b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合計	0	0	0	0	0		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (4a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
			設置者による測定	行政				
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山县								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (4b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定				
			行政	行政					
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合計	0	0	0	0	0	0	0		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5 (5a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県	1				1		
茨城県	2				2		
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県	1				1		
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県	2				1		
愛知県	15				15		
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県	1				1		
奈良県							
和歌山县							
鳥取県	1				1		
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県	1				1		
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5 (5b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市	1				1		
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
東大阪市							
堺路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	25	0	0	0	6 19		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (6a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県	2				2				
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山县									
鳥取県	1				1				
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県	5				5				
徳島県									
香川県	2				2				
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (6b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定						
		行政	行政							
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市	19				19					
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市	4					4				
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市	7					7				
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
枚方市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	40	0	0	0	36	4	0			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)^{注1)}

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等の み報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数 a+b+c+d		
			休止 c	未測定 d			
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	26	-	-	5	0	31	
製鋼用電気炉	95	-	-	8	1	104	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	30	-	-	2	0	32	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	624	-	-	94	22	740	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	972	29	4	78	37	1,091
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,149	15	2	124	88	1,363
	2 t/h未満 ^{注3)}	4,139	56	9	1,605	603	6,356
	小計	6,260	100	15	1,807	728	8,810
合計		7,035	100	15	1,916	751	9,717

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となつた日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焚却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・全国)^{注1)}

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

大気基準適用施設	報告施設数	うち、 ばいじん等 のみ報告 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉	0	-	-	0	
製鋼用電気炉	0	-	-	5	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)	0	-	-	0	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)	13	-	-	17	
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	8	1	0	19
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	17	0	0	35
	2 t/h未満 ^{注2)}	78	32	0	256
	小計	103	33	0	310
合計	116	33	0	332	

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく
報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告
期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設に
あっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎
を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表III-3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1) 注2) 注3)}

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4)}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルブ（クラフトパルブ）又は亜硫酸パルブ（カルファイトパルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	25	0	0	25
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	5	1	1	7
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルキ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
カブロタクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	0	0	10
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	251	46	6	303
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	0	0	4
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	15	2	1	18
下水道終末処理施設	194	4	15	213
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	25	1	0	26
合計	547	54	23	624

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国)^{注1)注2)注3)}

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルフ(クラフトパルフ)又は亜硫酸パルフ(サルファイトパルフ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ纖維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カブロクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロベンゼン又はジクロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサンバイレットの製造の用に供する二重化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	2	10
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプロピラ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
下水道終末処理施設	1	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	4	15

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1力年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表III－5 (1a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設		
	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)
	休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)	
北海道	1		1	2		2			
青森県				1		1			
岩手県									
宮城県				2		2			
秋田県									
山形県									
福島県							2		2
茨城県	2		2	5		5	2		2
栃木県				2		2			
群馬県				1		1	1		1
埼玉県				3		1	4		
千葉県	3		3						
東京都				1		1			
神奈川県				1		1			
新潟県				3		3			
富山県				1		1			
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県	3		3	11	3	14			
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府				3		3			
兵庫県	1		1	1		1			
奈良県									
和歌山县									
鳥取県									
島根県				3	1	4			
岡山県									
広島県	2		2						
山口県				7	3	10			
徳島県									
香川県									
愛媛県							2		2
高知県									
福岡県									
佐賀県				1		1			
長崎県									
熊本県				1		1	1		1
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県				1		1			

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (1 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d) (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d) (a+c+d)	未報告施設数			
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)					
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市					10			10				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	2	1		3	4	1		5				
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市								1	1			
宇都宮市					1			1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市					1			1				
柏市												
横須賀市												
富山市					1			1				
金沢市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市					1			1				
東大阪市												
姫路市					5			5	1			
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2	1			
倉敷市	3	1		4	5			5				
福山市	2	2		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	26	5	0	31	95	8	1	104	10	1	0	11

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (2a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県	1			1	1			1				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県								1				1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (2b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	重鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告対象施設数 未測定 (d) (a+c+d)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1				2			2	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	4			4								
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	6	0	0	6	2	0	0	2	4	0	0	4

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (3a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小計			焙焼炉					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d))									
北海道												
青森県							2		2			
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県				2			2	1				1
茨城県				2			2	2	1			3
栃木県								3				3
群馬県				2			2	1				1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県								5				5
愛知県				1			1	3	2	2		7
三重県								2				2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県								1				1
愛媛県	1			1	3		3					
高知県												
福岡県	1	1		2	2	1		3				
佐賀県												
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県									1			1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (3b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小計			焙焼炉					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告対象施設数 未測定 (d) (a+c+d)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	6		6		11			11	2		2	
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市						1		1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	8	1	0	9	30	2	0	32	21	4	3	28

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (4a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	未測定 (d)
北海道	15			15					15			15
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県	2			2					2			2
福島県	19	5		24	2			2	22	5		27
茨城県	20	5		25	2	1		3	24	7		31
栃木県	40	7		47	2	1		3	45	8		53
群馬県	6	1		7	2			2	9	1		10
埼玉県	30	9	1	40	4			4	34	9	1	44
千葉県	4		1	5					4		1	5
東京都												
神奈川県												
新潟県	9	3		12					9	3		12
富山県	35			35					35			35
石川県			1	1						1		1
福井県	10			10	1			1	11			11
山梨県		1	1	2						1	1	2
長野県	10	3		13	2			2	12	3		15
岐阜県	1	1	1	3					1	1	1	3
静岡県	45	8	3	56	4			4	54	8	3	65
愛知県	111	12	1	124	6	2		8	120	16	3	139
三重県	22	2	5	29	1			1	25	2	5	32
滋賀県												
京都府	2	2		4					2	2		4
大阪府	8	1		9	2	1		3	10	2		12
兵庫県	2		1	3					2	1	2	5
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県	2			2	1			1	3			3
広島県	3			3					3			3
山口県	1			1					1			1
徳島県												
香川県	1			1					2			2
愛媛県												
高知県												
福岡県	16	2	1	19	1		1	2	17	2	2	21
佐賀県	2		2	4					2		2	4
長崎県	1			1					1			1
熊本県	18			18	1			1	19			19
大分県	1			1					2			2
宮崎県	1			1					1			1
鹿児島県	1	1		2					1	1		2
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (4b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1			1	4			4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	15	2		17					15	2		17
浜松市		1		1						1		1
名古屋市	13	1		14					13	1		14
京都市	6	2		8	1			1	7	2		9
大阪市												
堺市	6			6	1			1	7			7
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1			1	3			3
北九州市	3	1		4					3	1		4
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1					1			1
郡山市												
いわき市	1			1					1			1
宇都宮市												
前橋市	3			3					3			3
高崎市												
川越市	1			1					1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	5	1		6		2		2	5	3		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	2		5					3	2		5
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	28	1		29	3			3	31	1		32
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					11	5		16
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
倉敷市	8			8					8			8
福山市												
下関市	9	3		12					9	3		12
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市	4			4					4			4
長崎市												
大分市	2			2					2			2
宮崎市												
鹿児島市	1			1					1			1
那覇市												
合 計	565	83	18	666	38	7	1	46	624	94	22	740

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (5a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)			
北海道	17				17	23			2	25		
青森県	8			2	10	19			3	22		
岩手県	2				2	22				22		
宮城県	5		1	6	23			1	3	27		
秋田県	3				3	12				12		
山形県	7				7	9			2	11		
福島県	5				5	23			5	28		
茨城県	28			1	29	56	1		1	57		
栃木県	9	4	2	1	12	25	8		1	5	31	
群馬県	13				13	22			2	24		
埼玉県	41		2	2	45	66			7	4	77	
千葉県	36			9	45	35			13	28	76	
東京都	93	16	2	7	109	25	2	1	7	17	50	
神奈川県	30	2		1	31	21			6		27	
新潟県	7				1	8	46		2	3	51	
富山県	5				1	6	13			1	14	
石川県							12				12	
福井県	5					5	12				12	
山梨県	3					3	12		2	6	20	
長野県	7					7	22			2	24	
岐阜県							28				28	
静岡県	24			2		26	38			8	46	
愛知県	40			5		45	44			2	46	
三重県	17			2	3	22	23		1	3	27	
滋賀県	4			2		6	19		2		21	
京都府	7					7	13				13	
大阪府	28			2		30	31		1		32	
兵庫県	17			1	3	21	29			1	30	
奈良県	6					6	18			5	23	
和歌山县							12				12	
鳥取県	5					5	5			1	6	
島根県	3					3	8			2	10	
岡山県	4					4	11			1	3	15
広島県	9					9	16			2	18	
山口県	9	1		1		10	20	1			20	
徳島県				1		1	17			8	25	
香川県	7					7	6				6	
愛媛県	17			1		18	20				20	
高知県							11			2	13	
福岡県	13	4		3		16	18		3	6	27	
佐賀県	4			2		6	10			2	12	
長崎県	8					8	11			4	15	
熊本県	2					2	24			1	25	
大分県	2			1		3	8		2	2	12	
宮崎県	5			2		7	8			1	9	
鹿児島県							22			1	23	
沖縄県	8					8	14			2	16	

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (5b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 対象 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 対象 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)		
札幌市	9				9	8				8		
仙台市	10				10	3				3		
さいたま市	11		2		13	3				3		
千葉市	13				13	3				3		
横浜市	22		3		25	1		3		4		
川崎市	18	2		1	21	6	3			6		
相模原市	7				7	1				1		
新潟市	9				9	8				8		
静岡市	6				6	3				3		
浜松市	7		1		8	3		4		7		
名古屋市	14		5		19	2				2		
京都市	9		5	2	16	2				2		
大阪市	20				20	7				7		
堺市	10		3		13	2				2		
神戸市	13	2		1	14	3				3		
岡山市	8				8			1		1		
広島市	9				9	2		2		4		
北九州市	15				15	4				4		
福岡市	9				9	4				4		
熊本市	4				4							
函館市	3				3							
旭川市	2				2	2				2		
青森市	3			3	6	2				2		
盛岡市	3				3	2				2		
秋田市	3				3	3				3		
郡山市	4				4	2			1	3		
いわき市	12		1		13	6				6		
宇都宮市	6		1		7	3		1		4		
前橋市	3				3	3		1		4		
高崎市	3				3	2				2		
川越市	2				2	3				3		
船橋市	7		4		11							
柏市	5				5	3				3		
横須賀市	4		1		5	3				3		
富山市	3				3							
金沢市	5				5	4				4		
長野市	3				3	1				1		
岐阜市	4		1		5	6				6		
豊橋市	3				3	3			1	4		
岡崎市	4		3		7							
豊田市	4				4	3				3		
大津市						5				5		
豊中市	1		3		4	1				1		
高槻市	5				5	2				2		
枚方市	4				4	2				2		
東大阪市	8				8	4				4		
姫路市	12				12	9				9		
尼崎市	6		1		7	2		2		4		
西宮市	5				5	1				1		
奈良市	4				4							
和歌山市	6				6	4				4		
倉敷市	10		2		12	9		2		11		
福山市	4				4	5		1		6		
下関市	2				2	1				1		
高松市	5				5							
松山市	5		1		6	1		2		3		
高知市	3				3	1				1		
久留米市	3				3				2	2		
長崎市	4				4							
大分市	9				9	1		1		2		
宮崎市			3		3	1				1		
鹿児島市	4				4	2				2		
那覇市												
合 計	972	29	4	78	37	1091	1149	15	2	124	88	1363

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (6 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉									
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満				
	うちば いじん等の 未報告 施設数 (b)	ばいじ ん等の 未報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん等の 未報告 施設数 (b)	ばいじ ん等の 未報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
北海道	84			16	100	64			8	1 73
青森県	23			8	31	39			15	1 55
岩手県	16			7	23	55	1		14	
宮城県	21			4	25	27			7	7 41
秋田県	34			7	41	12			5	
山形県	16			4	20	56			2	2 60
福島県	38			7	45	8			8	
茨城県	52	8		11	63	78	1		95	8 181
栃木県	22	1	3	5	4	34	42		12	14 68
群馬県	26			7	1	34	21		5	3 29
埼玉県	50			16	6	72	8		10	5 23
千葉県	37			13	10	60	37		60	22 119
東京都	20	2		9	14	43	28		5	9 42
神奈川県	12	1		8		20	18		10	1 29
新潟県	37			10	2	49	37		13	4 54
富山県	9			3	4	16	22		2	4 28
石川県	19			5	1	25	23	1	10	4 37
福井県	21			5		26	27		10	
山梨県	12			6	5	23	15		7	2 24
長野県	42			15		57	32		10	1 43
岐阜県	30	1		20	1	51	61		17	7 85
静岡県	53			11	1	65	65		16	3 84
愛知県	56			16		72	29		13	2 44
三重県	36	1		16	4	56	37		24	15 76
滋賀県	24			8		32	19		12	
京都府	23			4		27	26	1	5	
大阪府	19			14		33	12		1	1 14
兵庫県	42			12	5	59	48	2	28	28 104
奈良県	36			3	1	40	38		34	30 102
和歌山县	31			2		33	22		7	
鳥取県	28			4	2	34	16		7	13 36
島根県	22			1		23	19		6	
岡山県	28			11		39	44		10	4 58
広島県	39			6		45	34	2	9	
山口県	32	1		6		38	36	2	1	4 41
徳島県	34		1	7	1	43	36		17	15 68
香川県	18			8		26	37		16	6 59
愛媛県	39	2		8		47	33	1	12	20 65
高知県	14			12	1	27	25		17	18 60
福岡県	21	1		6	15	42	35	2	1	8 39 83
佐賀県	21			16	1	38	22		10	3 35
長崎県	32			14		46	12		14	1 27
熊本県	35			1		36	27		6	3 36
大分県	15	1		2	1	18	11	4	5	
宮崎県	16			1		17	25		1	2 28
鹿児島県	35			10	1	46	55		12	3 70
沖縄県	27			5	1	33	19		9	
										28

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (6 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉									
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満				
	うちば いじん等の 未測定施設 数	ばいじ ん等の 報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん等の 未測定施設 数	ばいじ ん等の 報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)
札幌市	1				1	2			1	3
仙台市	3				3	7			1	8
さいたま市	5				5			1	1	2
千葉市	3		2		5	2		10	3	15
横浜市	4				4	6			6	12
川崎市	13	4	2	1	16	1				1
相模原市	8				8	2				2
新潟市	9		3	1	13	10			5	16
静岡市	7		1		8	15			1	2
浜松市	10		7	1	18	10			5	2
名古屋市			2		2	8			3	12
京都市	5		2	1	8	6			9	15
大阪市	5		5		10	3				3
堺市	4				4	4			7	11
神戸市	1		1		2	5			5	11
岡山市	17		4	3	24	12				12
広島市	13		4		17	9			1	10
北九州市	12		1		13	7			3	10
福岡市	3		1		4	5				5
熊本市	5		1		6	7			2	9
函館市			3		3	3				3
旭川市	1				1	4				4
青森市	1		1		2	9			1	10
盛岡市	4		1		5	8			1	9
秋田市	2		4		6	3				3
郡山市	1				1	5			1	6
いわき市	3		2		5				1	1
宇都宮市	4		1		5	3			2	5
前橋市	2		2		4	6			5	12
高崎市	4		1		5	5			1	6
川越市	2				2	1				1
船橋市	1				1				2	2
柏市	2				2	1				3
横須賀市	1				1	3			1	4
富山市	5		2	2	9	7			3	5
金沢市	2		3		5	6			1	1
長野市	6		2		8	5			1	6
岐阜市	2		2		4	4			1	5
豊橋市	1		1	1	3	4				4
岡崎市	3		2		5	5			1	6
豊田市	3				3	4				4
大津市	3				3	2			2	4
豊中市										
高槻市	2				2	2			2	4
枚方市	2		1		3				2	2
東大阪市					2					2
姫路市	4				4	7			2	10
尼崎市	3				3	1			1	2
西宮市	1				1					
奈良市	2		2		4	6			6	12
和歌山市	9		2		11	9			1	10
倉敷市	16		2		18	4			1	5
福山市	5	1	6		12	18			6	4
下関市	6		1		7	3			1	4
高松市	5		2		7	8	1		1	9
松山市	6		5		11	9			4	13
高知市	2				2	10			2	15
久留米市	3			1	4	3			2	5
長崎市	2				2	2			2	4
大分市	8	1	5	1	14	3			2	6
宮崎市	1				1	7				8
鹿児島市	6		7		13	10			1	11
那覇市									1	1
合 計	1661	24	6	484	95	2246	1805	18	3	747
										333
										2888

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (7a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉								
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m ² 以上)				
	うちば いじん等の 未報告 施設数 (b)	ばいじ ん等の 未報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	うちば いじん等の 未測定 施設数 (b)	ばいじ ん等の 未報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
北海道	15			5	20	7		1	8
青森県	4			5	9	8		1	9
岩手県	6			1	7	1			1
宮城県	4			2	2	8	2		4
秋田県	1				1	2		3	5
山形県	1			4	5	7			7
福島県	9			4	1	14	6		8
茨城県	17			9	26	6		3	10
栃木県	11			6	3	20	6		7
群馬県	5			9		14		1	1
埼玉県	24			22	11	57	9		12
千葉県	10			10	7	27	8		12
東京都	17	3		11	26	54	11		18
神奈川県	5	1		3	2	10	2		4
新潟県	9			9	1	19	7		18
富山県	5			2	1	8	2		3
石川県	3			1	2	6		1	1
福井県	7			4		11	2		3
山梨県	6				1	7	3		4
長野県	6			1		7	4		4
岐阜県	20			14	7	41	6		8
静岡県	20			8	2	30	10		21
愛知県	15			8	1	24	3		6
三重県	12			4	3	19	7		9
滋賀県	5			2		7	5		7
京都府	6					6			
大阪府	3			1		4	3		4
兵庫県	14	2		9	3	26	4		6
奈良県	2			3	11	16	2		3
和歌山县	1			5		6	5		5
鳥取県	1				4	5		1	1
島根県	2					2	5		8
岡山県				3		3	4		6
広島県	16	2		2		18	7		9
山口県	8			6		14	2		9
徳島県	8				1	9	1		1
香川県	7			6		13	4		5
愛媛県	8			4	10	22	9		11
高知県	4			5	1	10		2	5
福岡県	3			4	23	30	2		11
佐賀県	5			1	1	7	3		5
長崎県	2			1		3	3		4
熊本県	5			2		7	5		8
大分県	3	1		4	1	8	1		3
宮崎県	1					1			
鹿児島県	11			1		12	6		7
沖縄県	7			1		8		4	4

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (7b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)						
	うちば いじん等の 未測定施設 数	ばいじ ん等の 報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん等の 未測定施設 数	ばいじ ん等の 報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)		
札幌市						2				2		
仙台市	1				1							
さいたま市	4				4	1			1	2		
千葉市	4		2	6	1					1		
横浜市	4		21	25				5		5		
川崎市	2	2	2	4	2					2		
相模原市	1			1								
新潟市	5			2	7	1			1	2		
静岡市	5		1	2	8	2			2	4		
浜松市			1	1					1	1		
名古屋市	5			1	6	5			1	6		
京都市	3	1	10	13	1				2	3		
大阪市	3		1	4								
堺市	4				4							
神戸市				1	1				1	1		
岡山市	1		1	2	2					2		
広島市	1			1	1					1		
北九州市								1		1		
福岡市												
熊本市								1		1		
函館市												
旭川市					1					1		
青森市	3			3	1				1	2		
盛岡市	1			1	1				1	2		
秋田市									1	1		
郡山市	2		1	3								
いわき市	2			2								
宇都宮市			2	2	1	1				1		
前橋市	3			3					1	1		
高崎市	3		2	5	2				1	3		
川越市	2				2							
船橋市	2			1	3							
柏市				1	1							
横須賀市			1	1				5		5		
富山市	3		1	1	5	1				1		
金沢市	1		3		4	1				1		
長野市												
岐阜市	2		1	3	1					1		
豊橋市												
岡崎市	6			6								
豊田市	2			2								
大津市												
豊中市			1	1								
高槻市												
枚方市	1				1	1				1		
東大阪市	2				2							
姫路市	4		1	5	1					1		
尼崎市	2				2							
西宮市					1					1		
奈良市	1		2	3				2		2		
和歌山市	2			2	1			3		4		
倉敷市	1		1	2								
福山市			1	1								
下関市					1					1		
高松市	1		1	2								
松山市			1	1								
高知市	1			1	2							
久留米市	2			2	4							
長崎市	2		2	4								
大分市								1	1	2		
宮崎市				1	1			1		1		
鹿児島市	3				3							
那覇市												
合 計	451	12	0	262	138	851	222	2	0	112	37	371

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (8a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉					合 計				
	小 計									
	うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)		うちば いじん 等未測 定施設 数 (b)	ばいじ ん等の み報告 施設数	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c +d)	
北海道	210		32	1	243	228		32	1	261
青森県	101		33	2	136	104		33	2	139
岩手県	102	1	22		124	102	1	22		124
宮城県	82		15	14	111	85		15	14	114
秋田県	64		15		79	64		15		79
山形県	96		12	2	110	98		12	2	112
福島県	89		26	1	116	113		31	1	145
茨城県	237	10	119	10	366	270	10	126	10	406
栃木県	115	13	3	27	27	162	13	3	35	27
群馬県	87		24	4	115	99		25	4	128
埼玉県	198		60	28	286	235		69	30	334
千葉県	163		97	79	339	170		97	80	347
東京都	194	23	3	41	78	316	195	23	3	417
神奈川県	88	4		30	3	121	89	4		303
新潟県	143			42	14	199	155		45	14
富山県	56			7	12	75	92		7	12
石川県	57	1		17	7	81	57	1	17	8
福井県	74			20		94	85		20	
山梨県	51			15	15	81	51		16	16
長野県	113			26	3	142	125		29	3
岐阜県	145	1		52	16	213	146	1	53	17
静岡県	210			56	6	272	264		64	9
愛知県	187			47	3	237	322		66	6
三重県	132	1	1	51	25	209	157	1	53	30
滋賀県	76			28		104	76		28	
京都府	75	1		9		84	77	1	11	
大阪府	96			20	1	117	109		22	1
兵庫県	154	4		52	40	246	158	4	53	42
奈良県	102			46	42	190	102		46	42
和歌山县	71			14		85	71		14	
鳥取県	55			12	20	87	55		12	20
島根県	59			11	1	71	62		12	1
岡山県	91			27	7	125	94		27	7
広島県	121	4		21		142	126	4	21	
山口県	107	5	1	24		132	115	5	1	27
徳島県	96		1	33	17	147	96		33	17
香川県	79			31	6	116	81		31	6
愛媛県	126	3		27	30	183	129	3	27	30
高知県	54			38	23	115	54		38	23
福岡県	92	7	1	24	92	209	111	7	1	27
佐賀県	65			32	6	103	68		32	8
長崎県	68			34	1	103	69		34	1
熊本県	98			11	5	114	119		11	5
大分県	40	7		15	5	60	42	7	15	5
宮崎県	55			5	2	62	56		5	2
鹿児島県	129			24	5	158	130		25	5
沖縄県	75			19	3	97	76		19	3

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III-5 (8b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計											
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数(c)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数(c)	報告対象施設数(a+b+c+d)		
札幌市	22			1	23	23			1	24		
仙台市	24			1	25	25			1	26		
さいたま市	24		1	4	29	24		1	4	29		
千葉市	26			14	3	43	27		15	3	45	
横浜市	37			38		75	41		38		79	
川崎市	42	9	2	4	2	50	47	9	2	4	2	55
相模原市	19				19	19						19
新潟市	42			9	4	55	42		9	4		55
静岡市	38			5	4	47	53		7	4		64
浜松市	30			18	4	52	30			19	4	53
名古屋市	34			11	2	47	48			12	2	62
京都市	26	1		28	3	57	33	1	30	3		66
大阪市	38			6		44	48			6		54
堺市	24			10		34	36			10		46
神戸市	22	2		8	2	32	22	2		8	2	32
岡山市	40			6	3	49	40			6	3	49
広島市	35			7		42	38			7		45
北九州市	38			5		43	47			8		55
福岡市	21			1		22	21			1		22
熊本市	16			4		20	16			4		20
函館市	6			3		9	6			3		9
旭川市	10					10	10					10
青森市	19			3	3	25	19			3	3	25
盛岡市	19			3		22	19			3		22
秋田市	11			5		16	12			5		17
郡山市	14			2	1	17	14			2	1	17
いわき市	23			4		27	28			4		32
宇都宮市	17	1		7		24	18	1		7		25
前橋市	17			9	1	27	20			9	1	30
高崎市	19			5		24	19			5		24
川越市	10					10	11					11
船橋市	10			6	1	17	11			6	1	18
柏市	11				4	15	11				4	15
横須賀市	11			8		19	11			8		19
富山市	19			6	8	33	25			9	8	42
金沢市	19			7	1	27	19			7	1	27
長野市	15			3		18	15			3		18
岐阜市	19			5		24	21			5		26
豊橋市	11			1	2	14	15			3	2	20
岡崎市	18			6		24	20			6		26
豊田市	16					16	47			1		48
大津市	10			2		12	10			2		12
豊中市	2			4		6	2			4		6
高槻市	11			2		13	11			2		13
枚方市	10		1	2		13	11		1	2		14
東大阪市	16					16	16					16
姫路市	37			3	1	41	64			8	1	73
尼崎市	14			4		18	14			4		18
西宮市	8					8	8					8
奈良市	13			12		25	13			13		26
和歌山市	31			6		37	36			7		43
倉敷市	40			8		48	56			9		65
福山市	32		1	14	4	51	34		1	16	4	55
下関市	13			2		15	22			5		27
高松市	19	1		4		23	20	1		4		24
松山市	21			13		34	21			13		34
高知市	17			2	4	23	17			2	4	23
久留米市	11				7	18	15			7		22
長崎市	10			4		14	10			4		14
大分市	21	1		9	3	33	25	1		9	3	37
宮崎市	9			1	5	15	9			1	5	15
鹿児島市	25			8		33	26			8		34
那覇市				1		1				1		1
合 計	6260	100	15	1807	728	8810	7035	100	15	1916	751	9717

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－6 (1a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－都道府県別)

焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉		亜鉛回収施設											
			焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県			1											
千葉県														
東京都			2											
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山县														
鳥取県														
島根県														
岡山县														
広島県														
山口県		2												
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表III－6 (1b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉		垂鉛回収施設											
			焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表III－6 (2a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回收施設	アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉					
		小計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
		報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数		
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県								1							
千葉県															1
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県					5	5	1	1	6	6					
山梨県						1					1				
長野県															
岐阜県															
静岡県															1
愛知県															
三重県		1	1	1	1				2	2	4				4
滋賀県											1	1			1
京都府															
大阪府															
兵庫県							1				1				
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山县															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県							1				1				
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															1
鹿児島県															
沖縄県															

表III－6 (2b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	亜鉛回收施設	アルミニウム合金製造施設										廃棄物焼却炉			
		小計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
		報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市															
仙台市												2			2
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市				3	3					3	3				
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															3
堺市															2
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市				1	1					1	1				
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市				1	1					1	1				
大津市															
豊中市															1
高槻市															
枚方市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	0	1	1	11	15	1	1	13	17	8	1	0	19	

表III－6 (3a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－都道府県別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉										
	2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満				
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道			1	4	3		4	1	1		1
青森県											1
岩手県	2		2				2	1			1
宮城県				1			1				
秋田県			2								1
山形県							2				1
福島県	1		1	1			3				
茨城県				1			1	1	1		2
栃木県								1			3
群馬県											
埼玉県							5	1			3
千葉県							2				6
東京都			2								2
神奈川県							1				2
新潟県				2	2		2	4	3		4
富山県			3								
石川県								1	1		1
福井県							2				3
山梨県							1				1
長野県				4	4		4	2	2		2
岐阜県							1	1			5
静岡県							3				
愛知県											
三重県	7		8	5			5	6			9
滋賀県				1	1		1				
京都府							1				1
大阪府			1	1			2				
兵庫県				2			5	1			2
奈良県											5
和歌山县											
鳥取県							1				3
島根県							2	1			3
岡山县				3			7				2
広島県	1		1								1
山口県	2		4				2				
徳島県								2			3
香川県							1	1	1		4
愛媛県							3	1			4
高知県											1
福岡県							1	1	1		1
佐賀県			1								3
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県								1			2
鹿児島県				1			1				1
沖縄県	2		2	1			1				

表III－6 (3b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満					
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												2
静岡市												
浜松市			4				3					
名古屋市												
京都市							1					1
大阪市												
堺市												1
神戸市												
岡山市				2			2					
広島市							4					
北九州市				1	1		1	2	2			2
福岡市							1					
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												2
盛岡市	1			1								
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												1
高崎市												
川越市												
船橋市								1				1
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市				1	1		1					
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市	1			1								
豊中市					1							
高槻市												
枚方市					1			1				
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市								1				1
高知市								2	2			2
久留米市												
長崎市							1					
大分市							2					1
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	17	0	0	35	32	12	0	84	33	14	0	99

表III－6 (4a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－都道府県別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉								小計			
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5m ² 以上)								
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道				1	1		2	6	5			8
青森県			1									2
岩手県			1					3				6
宮城県								1				1
秋田県												3
山形県						1						4
福島県			1			1	3					9
茨城県							2	1				3
栃木県			1				1					4
群馬県												
埼玉県			3	1	1		1	2	1			12
千葉県				1		4	1					13
東京都			1			3						8
神奈川県			2									5
新潟県	1		1				7	5				7
富山県												3
石川県							1	1				1
福井県												5
山梨県						1						3
長野県				1	1		1	7	7			7
岐阜県	1		3				1	2				10
静岡県												4
愛知県												
三重県	2		3	1			1	25				30
滋賀県	1	1	1				3	3				3
京都府												2
大阪府							1					3
兵庫県			5				3					12
奈良県			4									9
和歌山县												
鳥取県												4
島根県			2				1					7
岡山县	1		1				4					10
広島県						1	1					3
山口県			3				2					9
徳島県							2					3
香川県	1	1	1				2	2				6
愛媛県				1		1	1					9
高知県			2			1						4
福岡県							1	1				2
佐賀県			1									5
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県							1					3
鹿児島県							1					2
沖縄県							3					3

表III－6 (4b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				小計			
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	
札幌市			2									2
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市			1									1
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												2
静岡市												
浜松市												7
名古屋市			1									1
京都市												2
大阪市			3									6
堺市			1									4
神戸市												
岡山市								2				2
広島市												4
北九州市				1	1		1	4	4			4
福岡市												1
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市							1					3
盛岡市								1				1
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												1
高崎市												
川越市												
船橋市								1				1
柏市												
横須賀市												
富山市			2				1					3
金沢市								1	1			1
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市								1				1
豊中市												2
高槻市												
枚方市								1				1
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							3					3
倉敷市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市								1				1
高知市								2	2			2
久留米市												
長崎市												1
大分市												3
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	7	2	0	48	6	4	0	25	103	33	0	310

表III－6 (5a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－都道府県別)

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道	6	5		8
青森県				2
岩手県	3			6
宮城県	1			1
秋田県				3
山形県				4
福島県	3			9
茨城県	2	1		3
栃木県	1			4
群馬県				
埼玉県	2	1		14
千葉県	1			13
東京都				10
神奈川県				5
新潟県	7	5		7
富山県				3
石川県	1	1		1
福井県	6			11
山梨県				4
長野県	7	7		7
岐阜県	2			10
静岡県				4
愛知県				
三重県	27			32
滋賀県	3	3		3
京都府				2
大阪府	1			3
兵庫県	3			13
奈良県				9
和歌山县				
鳥取県				4
島根県	1			7
岡山县	4			10
広島県	1			3
山口県	2			11
徳島県	2			3
香川県	2	2		6
愛媛県	1			9
高知県				4
福岡県	1	1		3
佐賀県				5
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県	1			3
鹿児島県	1			2
沖縄県	3			3

表III－6 (5 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				2
仙台市	2			2
さいたま市				
千葉市				1
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				2
静岡市	3			3
浜松市				7
名古屋市				1
京都市				2
大阪市				6
堺市				4
神戸市				
岡山市	2			2
広島市				4
北九州市	4	4		4
福岡市				1
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				3
盛岡市	1			1
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				1
高崎市				
川越市				
船橋市	1			1
柏市				
横須賀市				
富山市	1			4
金沢市	1	1		1
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市	1			1
大津市	1			1
豊中市				2
高槻市				
枚方市	1			1
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				3
倉敷市				
福山市				1
下関市				
高松市				
松山市	1			1
高知市	2	2		2
久留米市				
長崎市				1
大分市				3
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	116	33	0	332

表III－7 (1a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	硫酸塩バーリウム(クラフトバーリウム)又は 亜硫酸バーリウム(カルファイトバーリウム)の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバイト法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
北海道	4			4	2			2				
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県												
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	1			1								
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県							1	1				
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (1b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ハルブ [®] (クラフトハルブ [®]) 又は 亜硫酸ハルブ [®] (カルファイトハルブ [®]) の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバイト [®] 法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設		
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市				1			1		
川崎市									
相模原市									
新潟市	1			1					
静岡市									
浜松市					1		1		
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市	1			1					
青森市									
盛岡市									
秋田市	1			1					
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合計	25	0	0	25	5	1	1	7	0
									0

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (2a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

	アルキ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモナーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城县												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1				1							
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県									1			1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県										1		
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (2b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	アルキ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモナーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市								1			1	
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	5	0	0	5

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (3a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	カ ² ロクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、クロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロベンゼン又はジクロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城县												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (3b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	カ ^b ロクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、クロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロベンゼン又はジクロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1				1			
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (4a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	2,3-ジ-クロ-1,4-ナフチノの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジ-オジン-パ-イレットの製造の用に供する ニ-ロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニ-ロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジ-オジン- パ-イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供す る熔焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城县												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県												
栃木県									1		1	
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県									3		3	
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									3		3	
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					1				1			
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (4 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	2,3-ジ-クロ-1,4-ナフチノンの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジ-オキサン-バ-イオレットの製造の用に供する ニ-トロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニ-トロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジ-オキサン- バ-イオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供す る熔焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	10	0	0	10

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (5a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
北海道									11	1		12
青森県	1			1					2	1		3
岩手県									2			2
宮城县									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									6	1		7
茨城県									5	2		7
栃木県									1	1		2
群馬県									3			3
埼玉県									5	1		6
千葉県									12	3	1	16
東京都									1			1
神奈川県										1		1
新潟県									5	2	1	8
富山県									4			4
石川県									4			4
福井県									1	3		4
山梨県									1			1
長野県												
岐阜県									7	3		10
静岡県				2			2	26	5	1		32
愛知県								13	4			17
三重県								6	2			8
滋賀県								1				1
京都府								3				3
大阪府								4	1			5
兵庫県								3				3
奈良県								1				1
和歌山県								2				2
鳥取県								1				1
島根県								1				1
岡山县												
広島県								3	1			4
山口県								9				9
徳島県								5	1			6
香川県								3				3
愛媛県	1			1				4				4
高知県								1				1
福岡県	1			1				5				5
佐賀県										1	1	2
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県									1			1

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (5b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの		
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市							4		4
千葉市							2		2
横浜市							8		8
川崎市							10	1	11
相模原市									
新潟市							1		1
静岡市							3	2	5
浜松市							1		1
名古屋市							3		3
京都市									
大阪市							1		1
堺市							1		1
神戸市									
岡山市							1		1
広島市									
北九州市							2		2
福岡市									
熊本市							1		1
函館市									
旭川市									
青森市								1	1
盛岡市							1		1
秋田市							2		2
郡山市							2		2
いわき市	1			1			6		6
宇都宮市							1		1
前橋市							2		2
高崎市							3		3
川越市							1		1
船橋市									
柏市									
横須賀市							3	1	4
富山市							2		2
金沢市									
長野市									
岐阜市							1		1
豊橋市							1	1	2
岡崎市									
豊田市									
大津市							1		1
豊中市								1	1
高槻市									
枚方市								1	1
東大阪市									
姫路市							4		4
尼崎市							3		3
西宮市									
奈良市									
和歌山市							3		3
倉敷市							5	1	6
福山市							1	1	2
下関市									
高松市									
松山市								2	2
高知市								1	1
久留米市							1		1
長崎市							3	1	4
大分市							2		2
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合計	4	0	0	4	2	0	0	251	46
								6	303

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (6a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道	1			1					4	1		5
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城县									1			1
秋田県												
山形県	1			1								
福島県												
茨城県							1	1	4			4
栃木県						1		1	3			3
群馬県					1	1		2	1			1
埼玉県					2			2	8		2	10
千葉県					1			1	3			3
東京都									11	1	9	21
神奈川県									13			13
新潟県												
富山県					1			1			2	2
石川県												
福井県									1			1
山梨県									1			1
長野県									4			4
岐阜県									1		1	2
静岡県					1			1	2			2
愛知県					1			1	8			8
三重県									2			2
滋賀県									2			2
京都府									2			2
大阪府					1			1	10			10
兵庫県									5			5
奈良県									1			1
和歌山県												
鳥取県									4			4
島根県									1			1
岡山県									1			1
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県					1			1				
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県									1			1
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (6 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場数 (a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市									2			2
横浜市	1			1					5			5
川崎市	1			1					3			3
相模原市												
新潟市					1			1		1		1
静岡市						1		1	3			3
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									3			3
大阪市									5			5
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市												
広島市									4			4
北九州市									3			3
福岡市									3			3
熊本市									2			2
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市									1			1
高崎市									1			1
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市									2			2
富山市						1		1	2			2
金沢市									3			3
長野市									3			3
岐阜市									2			2
豊橋市										1		1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
高槻市									1			1
枚方市									1			1
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
西宮市									3			3
奈良市												
和歌山市									2			2
倉敷市									1			1
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1	1			1
久留米市												
長崎市									1			1
大分市												
宮崎市									2			2
鹿児島市									1			1
那覇市												
合計	4	0	0	4	15	2	1	18	194	4	15	213

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (7a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道				22	2	24
青森県				5	1	6
岩手県				4		4
宮城県				4		4
秋田県	2		2	2		2
山形県				1		1
福島県				7	1	8
茨城県				9	2	12
栃木県		1	1	6	2	8
群馬県				6	1	7
埼玉県				15	1	18
千葉県	3		3	20	3	24
東京都				12	1	9
神奈川県				13	1	14
新潟県	4		4	10	2	13
富山県				9		2
石川県				4		4
福井県				2	3	5
山梨県				2		2
長野県				4		4
岐阜県				9	3	13
静岡県	1		1	36	5	42
愛知県	2		2	26	4	30
三重県				10	2	12
滋賀県				3		3
京都府				5		5
大阪府				15	1	16
兵庫県				10		10
奈良県				2		2
和歌山県				2		2
鳥取県				6		6
島根県				3		3
岡山県				1		1
広島県	1		1	5	1	6
山口県	1		1	15		15
徳島県				6	1	7
香川県	1		1	5		6
愛媛県	2		2	9		9
高知県				1		1
福岡県	1		1	7		7
佐賀県					1	2
長崎県				1		1
熊本県				2		2
大分県						
宮崎県	1		1	4		4
鹿児島県				1		1
沖縄県				2		2

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (7b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
		未測定 (c)			未測定 (c)	
札幌市				4		4
仙台市				2		2
さいたま市				4		4
千葉市	1		1	5		5
横浜市	1		1	16		16
川崎市				14	1	15
相模原市						
新潟市				3	1	4
静岡市				8	2	10
浜松市				3	1	4
名古屋市				10		10
京都市				3		3
大阪市				6		6
堺市				3		3
神戸市				4		4
岡山市				1		1
広島市				4		4
北九州市				5		5
福岡市				3		3
熊本市				3		3
函館市				1		1
旭川市				2		2
青森市					1	1
盛岡市				1		1
秋田市				4	1	5
郡山市				3		3
いわき市				9		9
宇都宮市	1		1	2		2
前橋市				3		3
高崎市				4		4
川越市				1		1
船橋市						
柏市						
横須賀市				5	1	6
富山市				4	1	5
金沢市				3		3
長野市				3		3
岐阜市				3		3
豊橋市				1	1	1
岡崎市						
豊田市						
大津市				2		2
豊中市				1	1	2
高槻市				1		1
枚方市				1	1	2
東大阪市				2		2
姫路市	1		1	7		7
尼崎市				5		5
西宮市				3		3
奈良市						
和歌山市				5		5
倉敷市				7	1	8
福山市				2	1	3
下関市				2		2
高松市				2		2
松山市					2	2
高知市				2	1	3
久留米市				1		1
長崎市				4	1	5
大分市	2		2	4		4
宮崎市				2		2
鹿児島市				1		1
那覇市						
合 計	25	1	0	26	547	54
					23	624

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－8 (1a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別－都道府県・政令市別)

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフキノの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオキサンバイレットの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジオキサン バイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城县						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						1
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						
島根県						
岡山县						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表III－8 (1b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別－都道府県・政令市別)

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフキンの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオキサンバイレットの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジオキサン バイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	1

表III－8 (2a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別－都道府県・政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であつて、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						1
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						1
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						1
島根県						2
岡山县						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表III－8 (2b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別－都道府県・政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であつて、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						2
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						1
久留米市						
長崎市					2	2
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	2	10

表III－8 (3a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別－都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表III－8 (3b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別－都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市	1	1				
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						1
大阪市						1
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市					1	1
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	1	1	0	0	1	3

表III－8 (4a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別—都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県			2	
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県			1	
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山县				
鳥取県			1	
島根県			2	
岡山县				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表III－8 (4b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別—都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市			1	1
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				1
大阪市				1
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				2
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				1
久留米市				
長崎市			3	3
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	0	0	4	15

表III－9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	242	4
文書指導件数	629	36
一時使用停止命令	0	0
その他	0	0

注) 未報告1件に対し、平成26年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表II－2に計上した指導件数から一部再掲。

表III－10 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	1							
青森県	2							
岩手県	3	1						
宮城県								
秋田県								
山形県	2							
福島県	4				1			
茨城県	4				2			
栃木県	3	4						
群馬県	6	1						
埼玉県	8	17						
千葉県		8						
東京都		21						
神奈川県		3						
新潟県	2	1						
富山県	7							
石川県	22							
福井県								
山梨県	12	63						
長野県	1							
岐阜県	10							
静岡県	3	13			2			
愛知県	3							
三重県	1							
滋賀県								
京都府								
大阪府	1							
兵庫県	40	2						
奈良県	9	101						
和歌山县	2							
鳥取県	5	16			1			
島根県	1							
岡山県		1						
広島県	1							
山口県		16			5			
徳島県	5	60						
香川県	2				1	2		
愛媛県	19	16						
高知県		93						
福岡県								
佐賀県	9							
長崎県								
熊本県	5							
大分県	1							
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県	2							

注) 未報告1件に対し、平成26年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表III－10 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市	1	26						
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		63				19		
静岡市	3							
浜松市	2							
名古屋市	2	2						
京都市								
大阪市								
堺市	2	26						
神戸市	1	13						
岡山市		32						
広島市	1							
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	10							
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市		13				7		
宇都宮市								
前橋市	1							
高崎市								
川越市								
船橋市	1							
柏市	1							
横須賀市								
富山市		4						
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市	1							
東大阪市								
姫路市	1							
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市	2	8						
下関市								
高松市	5							
松山市	2							
高知市		5						
久留米市	4							
長崎市								
大分市	3							
宮崎市								
鹿児島市	2							
那覇市								
合計	242	629	0	0	4	36	0	0

注) 未報告1件に対し、平成26年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	22	0
口頭指導件数	12	0
文書指導件数	11	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	2	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成26年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表IV－1 土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成26年4月1日～平成27年3月31日		
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数		0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数		1
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数		0
平成27年3月31日現在		
対策地域指定件数（累計）		6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1)	3
対策事業が完了したものとの地域指定は解除されていない地域数	(※2)	1
対策事業実施中の指定対策地域数	(※3)	2
対策計画策定中の指定対策地域数		0

- (※1) • 東京都大田区大森南
指定面積：365m²
指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- 和歌山県橋本市野字上山谷田
指定面積：4,930m²
指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- 香川県高松市新開西公園
指定面積：342m²
指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) • 東京都北区豊島五丁目
指定面積：13,409m²
指定年月日：平成18年3月6日
- (※3) • 福島県双葉郡大熊町大字小入野
指定面積：8,970m²
指定年月日：平成19年1月16日
区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
(* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。)
• 東京都荒川区東尾久七丁目
指定面積：9,601m²
指定年月日：平成26年2月21日

表IV－2 報告収集及び立入検査等件数（土壤関係－全国）

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

	事業場数	件 数
法第34条第1項に基づく報告収集件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	1	1
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	2

表IV－3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別—都道府県別)

	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件 数	事業場数	件 数	事業場数	件 数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表IV－3 (b) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別一政令市別)

	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件 数	事業場数	件 数	事業場数	件 数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市	1	1				
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	1	1	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表V－1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成27年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、三重県、 熊本県、札幌市、 さいたま市、横浜 市、川崎市、名古屋 市、柏市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国）注1)

	平成26年 3月31日現在 の設置基數 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 海法から の移行 注4) d1		廃止等 注5) e	平成27年3月31日 現在の設置基數 a+b+c+d1 -d2-e		特定 事業場 数 注6)	飯山保安法等関係法令施設 注7)	
				d2			59	23	0	0	0
硫酸塩ハリウム（アトハリウム）又は重碳酸ハリウム（セラアトハリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	59	0	0	0	0	0	0	59	23	0	0
カバット・法アレインの製造の用に供するナトリウム洗浄施設	54	0	0	0	0	0	0	54	36	0	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する磨か・洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルカリ繊維の製造の用に供する磨か・洗浄施設	26	0	0	0	0	0	0	26	5	0	0
担体付き触媒の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	9	2	0	0	0	1	10	5	0	0	0
塩化二ナトリウムの製造の用に供する二塩化ナトリウム洗浄施設	15	0	0	0	0	0	0	15	2	0	0
カブロタクの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチル分離施設、磨ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0
ガス洗浄施設	2	3	0	0	0	0	0	5	1	0	0
4-カロル酸・素引物の製造の用に供するろ過施設、乾燥炉	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0
及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0
3-ブロード-1,4-ナフチノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0
ソルボ・パラキの製造の用に供する二トロ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、二トロ化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ソルボ・パラキの製造の用に供する二トロ化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設	69	0	1	0	0	8	62	28	0	0	0
アルミニウムの合金の製造の用に供する磨ガス洗浄施設、湿式集じん施設	32	1	0	0	0	0	33	7	0	0	0
廻り金の回収の用に供する精製施設、磨ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	246	5	0	0	0	4	247	7	0	0	0
担体付き触媒からなる金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	1,708	11	0	2	0	66	1,655	734	7(3)	3(3)	3(3)
廃棄物焼却炉に係る磨ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて污水又は廃液を排出するもの	844	24	7	1	0	25	851	402	0	0	0
小計	2,552	35	7	3	0	91	2,506	1,136	7(3)	3(3)	3(3)
堿PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	129	0	0	0	0	1	128	16	0	0	0
カルシウムの破壊の用に供する施設のうちアラバ反応施設、磨ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	63	0	0	0	0	1	62	37	0	0	0
下水道終末処理施設	250	1	0	—	—	2	249	215	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	43	0	0	0	0	0	43	21	2(1)	2(1)	2(1)
合 計	3,560	47	8	3	0	108	3,510	1,542	9(4)	5(4)	5(4)

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に飯山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成26年4月日から平成27年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場から1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設等の変更により、水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場及び当該事業場にある飯山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）注1)

	平成26年 3月31日現在の 設置基數 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成27年3月31日 現在の設置基數 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩「ワ」(カラット)「7」又は亞硫酸「ワ」(カラット)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	0	0	0	0	0	13	5	0
カーブ「イ」の製造の用に供するアセチル洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カルムの製造の用に供する磨力ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウム繊維の製造の用に供する磨力ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち磨力ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチル洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カーボン又はジカーボンの製造の用に供する水洗施設、磨力ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-カルボン酸水素カルムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、乾燥施設及び磨力ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-シクロ-1,4-ブチオノンの製造の用に供するろ過施設及び磨力ス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シカーボンの製造の用に供する二塩化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二塩化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
シリカ又はその合物、ジカルボン酸洗浄施設及び磨力ス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
乾燥炉による磨力ス洗浄施設、温式集じん施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
鉛鉱の回収の用に供する精製施設、磨力ス洗浄施設及び温式集じん施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び磨力ス洗浄施設	174	1	0	0	2	3	170	60	0
廃棄物焼却炉に係る磨力ス洗浄施設	24	0	0	0	1	1	22	10	0
湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廢液を排出するもの	198	1	0	0	3	4	192	70	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB汚染物の洗浄施設及び分離施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石類の破砕の用に供する施設のうちアラスマ反応施設、磨力ス洗浄施設及び温式集じん施設	13	0	0	0	0	0	13	8	0
下水道終末処理施設	265	1	0	0	3	4	259	94	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設									
合 計									

注1) 法に基づく届出は含まない。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の削減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

廃棄物焼却炉（4t/時以上）既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.7	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.026ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時）既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
76	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	宮城県
5.3	5	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H27.2.27 施設使用廃止届出。	福島県
20	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.041ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
5.7	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
6.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県

廃棄物焼却炉（2t/時未満）新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
8.1	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
10	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県
9.6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県
18	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
17	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
11	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.018ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
86	5	設置者	H26.4.11施設使用廃止届出。	千葉県
9.1	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	千葉県
6.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	福井県
6.7	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.6ng-TEQ/m ³ N)。	大阪府
8.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.51ng-TEQ/m ³ N)。	兵庫県
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.33ng-TEQ/m ³ N)。	島根県
9.2	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.021ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	愛媛県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6.4	5	行政	H27.6.3施設使用廃止届出。	宮崎県
10	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.9ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
5.7	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.24ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
6.5	5	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。	倉敷市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
44	10	設置者	改善等を文書指導。H26.7.3施設使用廃止届出。	栃木県
20	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	東京都
35	10	行政	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の行政検査で基準値以下(6.9ng-TEQ/m ³ N)。	滋賀県
19	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	高知県
11	10	設置者	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。H27.4.6施設使用廃止届出。	福岡県
36	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	佐賀県
15	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.21ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
19	10	設置者	H26.7.4施設使用廃止届出。	金沢市
20	10	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	金沢市
14	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.98ng-TEQ/m ³ N)。	長野市
19	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.7ng-TEQ/m ³ N)。	和歌山市
12	10	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(6.3ng-TEQ/m ³ N)。	大分市
22	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(4.0ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島市

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成26年度中及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
該当事業場なし。					

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成26年度中及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
(大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

平成27年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		38	0
措置後の対応状況	基準達成	26	0
	対策実施中	4	0
	廃止	6	0
	休止	2	0

注) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
に、それ以降の状況(平成27年8月15日)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成27年4月1日～平成27年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	165	7
文書指導件数	99	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	1	0
その他	8	1

注) 表 - 1(大気基準適用施設)及び表 - 3(水質基準適用事業場)の設置者による
測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から平成27年8月15日
までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表VI-7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道										
青森県	4									
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県	1	1								
福島県	4									
茨城県	6					1				
栃木県										
群馬県	1									
埼玉県	5	2								
千葉県		2			2					
東京都										
神奈川県		2								
新潟県	2									
富山県	12					2				
石川県	11									
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県	17					1				
静岡県										
愛知県										
三重県	10									
滋賀県										
京都府										
大阪府	1	1								
兵庫県	2									
奈良県	12									
和歌山県										
鳥取県	6									
島根県										
岡山県	2	2								
広島県										
山口県										
徳島県	17	17								
香川県				1						
愛媛県	3									
高知県		61								
福岡県										
佐賀県	7	1			1	1				1
長崎県										
熊本県	5									
大分県	1	1								
宮崎県										
鹿児島県	2	2								
沖縄県										

注) 表III-5 及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市	3									
横浜市										
川崎市	2					1				
相模原市										
新潟市	2									
静岡市	3									
浜松市	1									
名古屋市										
京都市		1								
大阪市										
堺市										
神戸市	1									
岡山市	1									
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市					3					
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市	1				1					
高崎市										
川越市										
船橋市		1								
柏市										
横須賀市										
富山市	4	1								
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市	2					1				
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
枚方市					1					
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市	3	4								
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市	3									
長崎市										
大分市	3									
宮崎市	5									
鹿児島市										
那覇市										
合計	165	99	0	1	8	7	0	0	0	1

注) 表III-5及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成27年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等(全国)

(平成27年4月1日～平成27年8月15日)

大気基準適用施設	平成27年3月31日 現在の未報告施設数 注1)注2)		左記に計上した施設の平成27年8月 15日までの状況 注3)注4)注5)			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	5	0	0	5	0	0
製鋼用電気炉	8	1	1	8	0	0
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	2	0	0	2	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	94	22	4	84	3	25
廃棄物焼却炉	4t/h以上	78	37	28	78	3
	2t/h以上～4t/h未満	124	88	54	108	13
	2t/h未満 ^{注6)}	1,605	603	173	1,545	79
	小計	1,807	728	255	1,731	95
合計	1,916	751	260	1,830	98	479

注1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成25年度から引き続き休止状態にある施設及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^(注1)注3)

(平成27年4月1日～平成27年8月15日)

水質基準対象施設	平成27年3月 31日現在の未 報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27 年8月15日までの状況			
	注2)注4)		注5)注6)注7)			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイト パルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						
カーバイト法アセリンの製造の用に供するアセリン洗浄施設	1	1	1	1		
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設						
アルキ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設						
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設						
塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設						
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等						
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等						
4-クロロフル酸水素カリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設						
2,3-ジクロロ-1,4-ナトキシンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設						
ジオキサン・パロレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等						
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設						
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設						
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	46	6	3	42	5	2
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設						
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	1		2		1
下水道終末処理施設	4	15	15	4		
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1			1		
合計	54	23	19	50	5	3

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5) 「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間になされた報告。

注6) 「休止」とは、平成25年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成27年4月1日から平成27年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

注7) 「廃止等」とは、平成27年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した事業場数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった事業場数を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県									1	1		
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							3			3		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							3			3		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1			1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	1			1								
福山市	2			2								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	5	0	0	5	0	0	8	1	1	8	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焰焼炉						焼結炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焰焼炉						焼結炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1			1								
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1			1			1			1		
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1			1		
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							5			5		
茨城県	1					1	5					5
栃木県							7			7		
群馬県							1			1		
埼玉県							9	1		9		1
千葉県								1				1
東京都												
神奈川県												
新潟県							3			3		
富山県												
石川県								1	1			
福井県												
山梨県							1	1	1	1		
長野県							3			3		
岐阜県							1	1	1	1		
静岡県							8	3		6	2	3
愛知県	2	2	3	1			12	1	1	12		
三重県							2	5				7
滋賀県												
京都府							2			2		
大阪府							1			1		
兵庫県	1	1	1			1		1				1
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県							2	1		2		1
佐賀県								2				2
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焰焼炉						溶解炉					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市							1			1		
京都市							2			2		
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	4	3	0	4	1	2	83	18	4	74	2	21

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数	左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数	左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況					
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県						5			5			
茨城県	1					1	7				7	
栃木県	1			1			8		8			
群馬県							1		1			
埼玉県							9	1	9		1	
千葉県								1			1	
東京都												
神奈川県												
新潟県						3			3			
富山県												
石川県							1	1				
福井県												
山梨県						1	1	1	1			
長野県						3			3			
岐阜県							1	1	1	1		
静岡県							8	3	6	2	3	
愛知県	2			2			16	3	1	17	1	
三重県							2	5			7	
滋賀県												
京都府						2			2			
大阪府	1			1			2			2		
兵庫県							1	2	1		2	
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1	2	2		2	2	
佐賀県								2			2	
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市							1			1		
京都市							2			2		
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3			3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	7	1	0	6	0	2	94	22	4	84	3	25

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県	2			2			3			3		
岩手県												
宮城県	1			1			1	3	3	1		
秋田県												
山形県							2			2		
福島県							5			5		
茨城県		1	1				1					1
栃木県	2	1	1	2			1	5	3	1	2	
群馬県							2			2		
埼玉県	2	2		4			7	4	3	7	1	
千葉県		9	8			1	13	28	24	12	1	4
東京都	7	7	4	7		3	7	17	2	5	1	16
神奈川県	1			1			6			6		
新潟県		1		1			2	3	2	3		
富山県		1	1						1	1		
石川県												
福井県												
山梨県							2	6	6	2		
長野県									2		2	
岐阜県												
静岡県	2					2	8					8
愛知県	5			5			2			2		
三重県	2	3	3		2		3			3		
滋賀県	2			2			2			2		
京都府												
大阪府	2			2			1					1
兵庫県	1	3	3	1			1			1		
奈良県							5			3	2	
和歌山県												
鳥取県								1	1			
島根県							2			2		
岡山県							1	3	1	1	2	
広島県							2			2		
山口県	1			1								
徳島県	1			1			8			8		
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県							2			2		
福岡県	3			3			3	6	2	3		4
佐賀県	2			2			2			2		
長崎県							4			4		
熊本県								1	1			
大分県	1				1		2	2	2		2	
宮崎県	2			2			1			1		
鹿児島県							1			1		
沖縄県								2	2			

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市	2			2								
千葉市												
横浜市	3			3			3			3		
川崎市		1	1									
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市	1			1			4			4		
名古屋市	5			5								
京都市	5	2		7								
大阪市												
堺市	3			3								
神戸市	1			1								
岡山市							1			1		
広島市							2			2		
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市		3	3									
盛岡市												
秋田市												
郡山市								1				1
いわき市	1			1								
宇都宮市	1			1			1					1
前橋市							1			1		
高崎市												
川越市												
船橋市	4			4								
柏市												
横須賀市	1			1								
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	3			3				1	1			
豊田市												
大津市												
豊中市	3			3								
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市	1			1			2			2		
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2			2			2			1	1	
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市	1			1			2			2		
高知市												
久留米市								2				2
長崎市												
大分市							1			1		
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
那覇市												
合計	78	37	28	78	3	6	124	88	54	108	13	37

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	16			16			8	1	1	8		
青森県	8			7	1		15	1	1	13	2	
岩手県	7			7			14			12	2	
宮城県	4			4			7	7	7	7		
秋田県	7			7			5			5		
山形県	4			4			2	2	1	2		1
福島県	7			7			8			8		
茨城県	11			9	2		95	8	2	86	1	14
栃木県	5	4		5	3	1	12	14		12	3	11
群馬県	7	1		6	2		5	3		3	4	1
埼玉県	16	6	5	15	2		10	5	1	13		1
千葉県	13	10	10	13			60	22	7	59	3	13
東京都	9	14	4	9		10	5	9	1	5		8
神奈川県	8			8			10	1		10		1
新潟県	10	2	1	11			13	4		14	2	1
富山県	3	4	4	3			2	4	3	3		
石川県	5	1		5		1	10	4	1	10		3
福井県	5			5			10			10		
山梨県	6	5	5	6			7	2	2	7		
長野県	15			15			10	1		11		
岐阜県	20	1	1	20			17	7	3	17		4
静岡県	11	1		10	2		16	3				19
愛知県	16			16			13	2		13	2	
三重県	16	4	3	17			24	15	2	22	4	11
滋賀県	8			8			12			12		
京都府	4			4			5			4	1	
大阪府	14			13	1		1	1		1		1
兵庫県	12	5	3	12		2	28	28	4	28	1	23
奈良県	3	1		3		1	34	30	7	33	1	23
和歌山県	2			2			7			7		
鳥取県	4	2	2	4			7	13	10	7		3
島根県	1			1			6			6		
岡山県	11			9	2		10	4	3	10	1	
広島県	6			5	1		9			6	3	
山口県	6			6			4			4		
徳島県	7	1		7	1		17	15	3	19		10
香川県	8			8			16	6	3	18		1
愛媛県	8			8			12	20	2	14		16
高知県	12	1		12		1	17	18		17	1	17
福岡県	6	15	1	6		14	8	39	6	8		33
佐賀県	16	1	1	16			10	3	3	9	1	
長崎県	14			14			14	1	1	14		
熊本県		1	1				6	3	2	6		1
大分県	2	1	1	2			5			4	1	
宮崎県	1			1			1	2	1	1	1	
鹿児島県	10	1		11			12	3	3	12		
沖縄県	5	1	1	5			9			9		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市							1			1		
仙台市							1			1		
さいたま市							1			1		
千葉市	2			2			10	3		9	1	3
横浜市							6			6		
川崎市	2	1	1	2								
相模原市												
新潟市	3	1	1	3			5	1	1	4	1	
静岡市	1			1			1	2		1		2
浜松市	7	1		8			5	2		6	1	
名古屋市	2			2			3	1		3		1
京都市	2	1		2		1	9			9		
大阪市	5			5								
堺市							7			7		
神戸市	1			1			5	1	1	5		
岡山市	4	3	1	6								
広島市	4			4			1			1		
北九州市	1			1			3			3		
福岡市	1			1								
熊本市	1			1			2			2		
函館市	3			3								
旭川市												
青森市	1			1			1			1		
盛岡市	1			1			1			1		
秋田市	4			4								
郡山市							1			1		
いわき市	2			2			1			1		
宇都宮市	1			1			2			2		
前橋市	2			2			5	1		5		1
高崎市	1			1			1			1		
川越市												
船橋市							2			2		
柏市								3		3		
横須賀市							1			1		
富山市	2	2	2	2			3	5	3	3		2
金沢市	3			3			1	1		1		1
長野市	2			2			1			1		
岐阜市	2			2			1			1		
豊橋市	1	1	1	1								
岡崎市	2			2			1			1		
豊田市												
大津市							2			2		
豊中市												
高槻市							2			2		
枚方市							2			2		
東大阪市												
姫路市							2	1		2		1
尼崎市							1			1		
西宮市												
奈良市	2			2			6			6		
和歌山市	2			2			1			1		
倉敷市	2			2			1			1		
福山市	6			5	1		6	4		6		4
下関市	1			1			1			1		
高松市	2			2			1			1		
松山市	5			5			4			3	1	
高知市							2	3		2	1	2
久留米市		1				1		2				2
長崎市							2			2		
大分市	5	1		4	1	1	2	1		2		1
宮崎市								1	1			
鹿児島市	7			7			1			1		
那覇市							1			1		
合計	484	95	49	478	19	33	747	333	86	719	39	236

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	5			5			1			1		
青森県	5			5				1	1			
岩手県	1				1							
宮城県	2	2	2	2				2	2			
秋田県							3			3		
山形県	4			4								
福島県	4	1		4		1	2			2		
茨城県	9			8		1	3	1	1	2		1
栃木県	6	3		6		3	1			1		
群馬県	9			8	1			1			1	
埼玉県	22	11	5	23	2	3	3			3		
千葉県	10	7	3	8	2	4	1	3	2	1		1
東京都	11	26	1	11		25	2	5		2		5
神奈川県	3	2		3		2	2			2		
新潟県	9	1	1	9			8	3	2	8		1
富山県	2	1		3				1	1			
石川県	1	2		1		2	1			1		
福井県	4			3	1		1			1		
山梨県		1	1					1	1			
長野県	1			1								
岐阜県	14	7	1	14	2	4	1	1	1	1		
静岡県	8	2	1	1		8	11					11
愛知県	8	1		9			3			3		
三重県	4	3	1	5		1	2			2		
滋賀県	2			2			2			2		
京都府												
大阪府	1			1			1			1		
兵庫県	9	3		9		3	1	1	1	1		
奈良県	3	11		3		11	1			1		
和歌山県	5			5								
鳥取県		4	3			1	1			1		
島根県							2	1		2		1
岡山県	3			3			2			2		
広島県	2			2			2			1	1	
山口県	6			6			7			7		
徳島県		1			1							
香川県	6			6			1			1		
愛媛県	4	10		4	1	9	2			2		
高知県	5	1		5		1	2	3		2	2	1
福岡県	4	23		4		23		9				9
佐賀県	1	1		1		1	1	1		1		1
長崎県	1			1			1			1		
熊本県	2			2			3			3		
大分県	4	1		4		1	1	1	1	1		
宮崎県												
鹿児島県	1			1				1	1			
沖縄県	1			1			4			4		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市							1			1		
千葉市	2			1	1							
横浜市	21			21			5			5		
川崎市	2			2								
相模原市												
新潟市		2	1		1		1			1		
静岡市	1	2		1	1	1	2			2		
浜松市	1			1				1	1			
名古屋市		1				1	1			1		
京都市	10			10			2			2		
大阪市	1			1								
堺市												
神戸市		1	1				1			1		
岡山市	1			1								
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市							1			1		
函館市												
旭川市												
青森市							1			1		
盛岡市							1			1		
秋田市							1			1		
郡山市	1			1								
いわき市												
宇都宮市	2			2								
前橋市							1			1		
高崎市	2			2			1			1		
川越市												
船橋市		1				1						
柏市		1		1								
横須賀市	1				1		5			4	1	
富山市	1	1	1	1								
金沢市	3			3								
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市	1			1								
高槻市												
枚方市												
東大阪市												
姫路市	1			1								
尼崎市												
西宮市												
奈良市	2			2			2			2		
和歌山市							3			3		
倉敷市	1			1								
福山市	1			1								
下関市												
高松市	1			1								
松山市	1			1								
高知市		1				1						
久留米市		2				2						
長崎市	2			2								
大分市							1	1		1		1
宮崎市		1	1				1					1
鹿児島市												
那覇市												
合計	262	138	23	252	15	110	112	37	15	96	6	32

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数	左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況					平成27年3月 31日現在の 未報告施設数	左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	32	1	1	32			32	1	1	32		
青森県	33	2	2	30	3		33	2	2	30	3	
岩手県	22			19	3		22			19	3	
宮城県	15	14	14	15			15	14	14	15		
秋田県	15			15			15			15		
山形県	12	2	1	12		1	12	2	1	12		1
福島県	26	1		26		1	31	1		31		1
茨城県	119	10	4	105	3	17	126	10	4	105	3	24
栃木県	27	27	4	27	8	15	35	27	4	35	8	15
群馬県	24	4		20	7	1	25	4		21	7	1
埼玉県	60	28	14	65	5	4	69	30	15	74	5	5
千葉県	97	79	54	93	6	23	97	80	54	93	6	24
東京都	41	78	12	39	1	67	41	78	12	39	1	67
神奈川県	30	3		30		3	30	3		30		3
新潟県	42	14	6	46	2	2	45	14	6	49	2	2
富山県	7	12	10	9			7	12	10	9		
石川県	17	7	1	17		6	17	8	2	17		6
福井県	20			19	1		20			19	1	
山梨県	15	15	15	15			16	16	16	16		
長野県	26	3		29			29	3		32		
岐阜県	52	16	6	52	2	8	53	17	7	53	2	8
静岡県	56	6	1	11	2	48	64	9	1	17	4	51
愛知県	47	3		48	2		66	6	1	68	3	
三重県	51	25	9	49	6	12	53	30	9	49	6	19
滋賀県	28			28			28			28		
京都府	9			8	1		11			10	1	
大阪府	20	1		18	1	2	22	1		20	1	2
兵庫県	52	40	11	52	1	28	53	42	11	53	1	30
奈良県	46	42	7	43	3	35	46	42	7	43	3	35
和歌山县	14			14			14			14		
鳥取県	12	20	16	12		4	12	20	16	12		4
島根県	11	1		11		1	12	1		12		1
岡山県	27	7	4	25	5		27	7	4	25	5	
広島県	21			16	5		21			16	5	
山口県	24			24			27			27		
徳島県	33	17	3	35	2	10	33	17	3	35	2	10
香川県	31	6	3	33		1	31	6	3	33		1
愛媛県	27	30	2	29	1	25	27	30	2	29	1	25
高知県	38	23		38	3	20	38	23		38	3	20
福岡県	24	92	9	24		83	27	94	9	27		85
佐賀県	32	6	4	31	1	2	32	8	4	31	1	4
長崎県	34	1	1	34			34	1	1	34		
熊本県	11	5	4	11		1	11	5	4	11		1
大分県	15	5	4	11	4	1	15	5	4	11	4	1
宮崎県	5	2	1	5	1		5	2	1	5	1	
鹿児島県	24	5	4	25			25	5	4	26		
沖縄県	19	3	3	19			19	3	3	19		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	1			1			1			1		
仙台市	1			1			1			1		
さいたま市	4			4			4			4		
千葉市	14	3		12	2	3	15	3		13	2	3
横浜市	38			38			38			38		
川崎市	4	2	2	4			4	2	2	4		
相模原市												
新潟市	9	4	3	8	2		9	4	3	8	2	
静岡市	5	4		5	1	3	7	4		7	1	3
浜松市	18	4	1	20	1		19	4	1	21	1	
名古屋市	11	2		11		2	12	2		12		2
京都市	28	3		30		1	30	3		32		1
大阪市	6			6			6			6		
堺市	10			10			10			10		
神戸市	8	2	2	8			8	2	2	8		
岡山市	6	3	1	8			6	3	1	8		
広島市	7			7			7			7		
北九州市	5			5			8			8		
福岡市	1			1			1			1		
熊本市	4			4			4			4		
函館市	3			3			3			3		
旭川市												
青森市	3	3	3	3			3	3	3	3		
盛岡市	3			2	1		3			2	1	
秋田市	5			5			5			5		
郡山市	2	1		2		1	2	1		2		1
いわき市	4			4			4			4		
宇都宮市	7			6	1		7			6	1	
前橋市	9	1		9		1	9	1		9		1
高崎市	5			5			5			5		
川越市												
船橋市	6	1		6		1	6	1		6		1
柏市		4		4				4		4		
横須賀市	8			6	2		8			6	2	
富山市	6	8	6	6		2	9	8	6	9		2
金沢市	7	1		7		1	7	1		7		1
長野市	3			3			3			3		
岐阜市	5			5			5			5		
豊橋市	1	2	2	1			3	2	2	3		
岡崎市	6			6			6			6		
豊田市							1			1		
大津市	2			2			2			2		
豊中市	4			4			4			4		
高槻市	2			2			2			2		
枚方市	2			2			2			2		
東大阪市												
姫路市	3	1		3		1	8	1		8		1
尼崎市	4			4			4			4		
西宮市												
奈良市	12			12			13			13		
和歌山市	6			6			7			7		
倉敷市	8			7	1		9			8	1	
福山市	14	4		13	1	4	16	4		15	1	4
下関市	2			2			5			5		
高松市	4			4			4			4		
松山市	13			12	1		13			12	1	
高知市	2	4		2	1	3	2	4		2	1	3
久留米市						7			7			7
長崎市	4			4			4			4		
大分市	9	3		8	1	3	9	3		8	1	3
宮崎市	1	5	5		1		1	5	5		1	
鹿児島市	8			8			8			8		
那覇市	1			1			1			1		
合計	1807	728	255	1731	95	454	1916	751	260	1830	98	479

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	硫酸塩ハルブ(クラフトハルブ)又は亜硫酸バルブ (カルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設					カーバイト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県							1	1			
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	硫酸塩ハルフ(クラフトハルフ)又は亜硫酸ハルフ(サルファイトハルフ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設					カーバイト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設					
	平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			平成27年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市						1			1		
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合計							1	1	1	1	

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県	1			1								
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県	2				2							
栃木県	1			1								
群馬県												
埼玉県	1			1								
千葉県	3	1		3	1							
東京都												
神奈川県	1			1								
新潟県	2	1	1	2								
富山県												
石川県												
福井県	3			2	1							
山梨県												
長野県												
岐阜県	3			3								
静岡県	5	1		5		1						
愛知県	4			4								
三重県	2			1	1							
滋賀県												
京都府												
大阪府	1			1								
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県	1			1								
山口県												
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県	1	1		1		1						
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市		1	1								
相模原市											
新潟市											
静岡市	2			2							
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市	1	1									
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市	1			1							
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市	1			1							
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市	1			1							
高槻市											
枚方市	1			1							
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市	1			1							
福山市	1			1							
下関市											
高松市											
松山市	2			2							
高知市	1			1							
久留米市											
長崎市	1			1							
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合計	46	6	3	42	5	2					

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別—都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					下水道終末処理施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等
北海道							1			1	
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県		1				1					
栃木県											
群馬県	1			1							
埼玉県							2	2			
千葉県											
東京都						1	9	9	1		
神奈川県											
新潟県											
富山県							2	2			
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県							1	1			
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					下水道終末処理施設					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市						1			1		
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市						1			1		
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市	1			1							
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市							1	1			
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合計	2	1		2		1	4	15	15	4	

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合計					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県							1			1		
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							1			1		
茨城県							2	1		2	1	
栃木県	1			1			2			2		
群馬県							1			1		
埼玉県							1	2	2	1		
千葉県							3	1		3	1	
東京都							1	9	9	1		
神奈川県							1			1		
新潟県							2	1	1	2		
富山県								2	2			
石川県												
福井県							3			2	1	
山梨県												
長野県												
岐阜県							3	1	1	3		
静岡県							5	1		5		1
愛知県							4			4		
三重県							2			1	1	
滋賀県												
京都府												
大阪府							1			1		
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県							1			1		
山口県												
徳島県							1			1		
香川県								1	1			
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県							1	1		1		1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況				平成27年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成27年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市							1	1				
相模原市												
新潟市							1			1		
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市							1	1				
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市							1			1		
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							1	1	1	1		
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市							1			1		
高槻市												
枚方市							1			1		
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1			1		
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市							1			1		
久留米市												
長崎市							1			1		
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合計	1			1			54	23	19	50	5	3

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成27年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。